

政策資料

No.243

《復刊138号》
1986年12月1日

卷頭言 糸久八重子 1

資料

- 政府提出「日本国有鉄道改革法案」外
七法案に対する衆議院本会議における
反対討論 2
- 「日本鉄道株式会社法案」「日本国有鉄
道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案」及び「日本鉄道株式会社
退職希望職員等雇用対策特別措置法案」
の提案理由説明 5
- 国鉄再建監理委員会による新事業体の
要員算定の問題点（案） 8
- 国鉄改革関連法案に関する要求 15
- 政府税調を批判する——重大な七つの
問題点 15
- 税制調査会答申（案）に対する談話 17
- 政府税制調査会答申に対する談話 17

- 老人保健法改正案の問題点と社会党の
政策（討議資料） 19
- 非課税貯蓄制度存続の申し入れ 23
- 社会党・総評円高影響調査につ
いて—— 24
- 「森林・河川緊急整備税」問題に対す
る態度 25
- 中公審「答申」——公害健康被害補償
制度の改悪に反対する（談話） 27
- 昭和61年度補正予算案に対する衆議院
本会議での反対討論 29
- 中曾根首相の「単一民族発言」を
めぐって 31
- 全国書記長会議（10月13~14日）
付属資料 34

日本社会党政策審議会



「顔」と「つもり」を信頼へ

糸久八重子

政策担当中央執行委員

土井委員長の人気が高い。「おたくさんファイバー」というマスクミラーリーの活字も紙面に躍っている。私も土井社会党に寄せられる熱いまなざしを肌で感じているが、先日もある農村でお年よりが語りかけてきた。『こんどは社会党は票をとるよ。むかしはこの村でも政治ことはみんな年よりが決めて、女や雇い者は用なしだった。でもこの頃は一人一人が結構自分の考えをもつてゐるよ。そこへ開ひやく、以来の女党首だろう、刺激されるわな。いままでは社会党の衆が票をもらひにきたけど、こんどは選挙民が社会党に票をもつていいよ。きっとそうなるよ』。政友・民政以来の選挙通で知られるこの

ご老人は『わしの言うことは当るだよ』と眼を輝かしていた。私が土井さんのテレフォンカードを贈つたのは、いうまでもない。

◇
この魅力的な「顔」のせいか、党の支持率も上つてきた。私たち

はこの人気に便乗して党勢を伸ばしたいと思う。しかし社会党は芸能プロではないから、それだけでも社会党には実は立派な政策が沢山ある。ただそれが、いかにも難解で堅苦しい羅列で展示されていて、選挙民の食欲をそそらない。

◇
知らせるための、ひきつけるための工夫がいささか足りないのでないはずはない。平和や暮らしや教育、その他モロモロについて社会党はどうするつもりか、そこが選挙民にきつちり伝わらないと、

土井人気によつて社会党への期待が高まりつつあるいま、私たちは大衆の痛みを痛みとし喜びを喜びとする感度のいい、そしてわかりやすい政策を携えて、ぜひ「票をもつてくる」社会党をつくり上げたいものである。

そして政策の優先順位、いま急ぐものは何かを明快に示したい。多種多様な国民ニーズのすべてを一挙には解決できないのだから。

土井ファイバーも一過性のおそれなしとしない。政党の「つもり」、それが政策であり、「顔」と「つもり」が明確に印象づけられて初めて

(いとひさやえこ・参議院議員)

またいま大部分の法案は与党と官僚で作つて国会に提案され、野党はそれを待つて追及するが、私はそれでは遅いような気がしてならない。案を作る過程でもつと野党の意見を入れられないか、たとえば予算編成期に予算委員会を開けぬものか。どだい国権の最高機関である国会の仕事が政府案の審議だけでいいはずはないのである。

さらに必要なのは政策の先見性である。いま大きな国民不安は雇用と老後であろう。ことが起つてからではなく、的確な見通しに基づく「先憂」の政策提言こそ、革新政党たる社会党の役割ではないかと思うのである。

一九八六・一〇・二八

政府提出「日本国有鉄道改革法案」外七法案に対する衆議院本会議における反対討論

討論者・村山富市

(衆議院議員)

私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしました。ただいま報告のありました日本国有鉄道改革法案並びに関係諸法案の政府原案に対し反対の討論を行うものであります。(拍手)

明治以来百十余年の歴史を有し、戦前、戦中、戦後、苦難な時代を国民とともに歩んできた国民共有の財産である国鉄を分割・民営化しようとする歴史的な改革法案を、一〇月六日特別委員会で審議が始められてからわずか一日間、時間にして五五時間と五〇分、しかも、多くの疑問と未解明の部分を残したまま審議を打ち切り、本日本会議で採決されることに対し、心からの憤りを感じるもので

あります。(拍手)恐らく、本法案の審議を注目されております多くの国民の皆さんも同じ考え方だと存じます。私は、まずこの点を強く指摘し、以下、本法案に対する反対の意見を申し述べます。

まず第一に、本法案は、二一世紀に向けて我が国の総合交通体系はどうあるべきか、その中で国鉄はどういう位置づけられるべきかという改革の理念を全く欠いている点についてであります。

申し上げるまでもなく、国鉄を今日このような状態にもたらした要因は、技術革新と産業構造の変化、モータリゼーションなどに対して国鉄が正しく対応できなかつたことにあ

ることは既に明らかにされています。改革の理念が不明確なまま分割・民営化を強行しようとすることは、再び同じ過ちを繰り返すことになることは明らかであります。(拍手)次に問題は、改革に伴う政治責任が少しも明確にされていないことであります。

特別委員会の審議の中で総理を初め政府の答弁は、今日の国鉄をもたらした責任は挙げて公社制にあると主張しています。確かに、公社制に多くの問題があることは否定しません。したがって、我が党も公社制にかかる経営形態を提起しています。しかし、制度を動かすのは人であります、政治であります。

新幹線建設や本四架橋、青函トンネル、幾つかの政治路線等によって押しつけられた国鉄の長期債務は、政府の政策によつてつくられたものであります。そのよつてきた政治責任を明らかにすることなく、公社制という抽象的な存在にすべての原因を転嫁することは余りにも無責任なやり方だと言わねばなりません。(拍手)このような政治責任の回避は、分割・民営化に伴う長期債務等の処理の仕方にあらわれています。

政府によれば、国鉄の処理すべき長期債務等として三七兆五〇〇〇億円が挙げられ、長期債務二五兆三〇〇〇億円のほかに一二兆二〇〇〇億円が計上されていますが、この中には年金負担、鉄建公団や本四架橋公団の建設

施設に係る資本費が含まれています。建設公団や本四架橋公団の事業計画は運輸大臣が決定するものであります。にもかかわらず、なぜ国鉄が負担をしなければならないのか、依然として不明であります。このような債務の処理の仕方は、到底国民の納得を得ることはできないでしょう。

政府は、公社制の否定からストレートに分割・民営化を主張しています。国民の共有財産である国鉄は、その大切な機能として全国ネットワークの役割を果たしています。それなのになぜ国鉄を分割し、ばらばらにしなければならないのか。政府は、分割の理由として経営管理の限界を超えていたこと、画一的な運営、不合理な依存関係、競争意識が働かないことなどを主な理由として説明いたしてあります。しかし、これらが何らの説得力を持ち得ないことは特別委員会の審議によつても明らかであります。(拍手)

例えば、巨大な組織で経営管理の限界を超えているという理由の誤りは、我が国のNTTや国際的な巨大企業のIBMの例を見れば明白ではありませんか。画一的運営についても、分権化すれば克服できる問題ではないでしょうか。逆に、分割すれば全国ネットワークの機能が失われるだけではなく、規模の経済性の喪失、追加的費用の発生、資金調達の困難、技術開発力の低下などのデメリットと

同時に、ダイヤ編成、費用負担、収入の配分など、多くの技術的問題があります。こうした問題点について納得できる解明がなされないまま、なぜ政府はかたくなに分割の方針にとらわれているのか、全く理解はできません。(拍手)

さらに、政府案は、分割と民営化を不可分のものといたします。我が党の改革案は、全国一社制の株式会社とし、政府が常時七割

以上の株式を保有する公企業として、公共性と企業性の調和を図ろうとするものであります。しかし、政府案は、完全民営化を目指すことにしていますが、これでは市場メカニズムによる當利性のみが働き、公共性が失われ、収益が上がらない部門は容赦なく切り捨てられ、公共輸送機関として現在国鉄が果たしている機能は完全に失われることになります。

特に地方交通線の廃止に一層の拍車がかけられ、地方住民の足が奪われることは必至であります。アメリカやヨーロッパの例を見ても、鉄道の歴史は分割、分散の歴史ではなく、統合の歴史であります。

中曾根内閣は、既に国際的にも行き詰まっている新保守主義の路線に固執し、福祉や教育を切り捨てるなど国と自治体の公的責任を縮小し、民間活力と称してすべてを競争原理にゆだねる誤った政策をとり続けてきました。政府の今次国鉄改革も、まさにその重要

なものであつて、国家百年の計に反するものであり、断じて認めることはできません。(拍手)

第三に、国鉄の今日の経営の実態は何ら明らかにされておりません。

特別委員会で我が党の委員が明らかにしましたように、昭和六〇年度の一般営業損益は三一九〇億円の黒字、東北・上越新幹線の減価償却を入れても一〇五四億円の黒字であります。こうした経営の実態は伏せられたまま、しかも国民は、一体国鉄の財産は時価にしてどれくらいあるものなのか、果たして本当に破産の状態になつておるのか、何にも明らかにされていないのであります。ただ赤字を口

実に、土地など国鉄の貴重な財産が処分され、分割・民営化されることは、一部大企業、財界の利権の対象になるだけではないかといふ国民の疑惑は一層深まるばかりであります。さらに、国鉄の共済年金は、六四年度までは政府の責任で処理することにいたしておりましたが、六五年度以降はどうするのか、何ら明らかにされておらないのであります。

第四は、雇用の問題であります。

資産も負債も路線も車両も、業務のすべては国鉄から新会社に承継されることになつてあります。なぜ職員の身分だけが承継されないのか、どんな労働条件で、だれが新会社に採用されるのか、すべて不明であります。しかも、新会社に採用される者、他に職を求めることを余儀なくされる者は、当局の一方的な選別によって行われることになつています。

N T T の場合も日本たばこ産業の場合も、民営化に当たつて、労働組合との団体交渉によつてすべての協定が行なわれ、職員は安心して職務に専念することができました。今回とられた国鉄の措置は、全く労働者の権利も、団結権、団体交渉権も無視した不当、不法なやり方だと言わねばなりません。(拍手)また、国鉄の余剰人員対策が、関連企業に対しても玉突き解雇や、その経営基盤に不当なしわ寄せとなり、大きな不安をもたらしています。

最後に、政府案による改革の裏づけとなつてゐる数値が極めて客觀性を欠くものであることを強く指摘しなければなりません。

長期債務の内容、土地処分による七兆七〇〇億円の根拠も、一四兆七〇〇億円の国

民負担となつてゐる数値も客觀性は極めて希薄であります。北海道、四国、九州、三島の旅客会社が初年度から黒字になるという根拠も不明確であります。さらに、一八万三〇〇〇人といふ民間並み適正要員規模は、その計算の仕方に疑義が出されており、最も大事な安全性の上からも問題が指摘されているのであります。

以上申し述べたように、政府案は改革の理念、方法に致命的な欠陥を持つてゐるばかりでなく、具体的な点についても未解明な問題点が数限りなく存在しております。しかるに、慎重審議を求める我が党の要求を押し切り、きょう、この本会議で採決されようといはしています。国鉄百十余年の歴史に終止符を打つこの歴史的な重要法案が、かくも安易に、多くの問題を持ちながら強行されることは、悔いを千載に残すことになるでしょう。恐らく、数年を経ずしてこの改革は行き詰まり、見直しを余儀なくされることは必至であると思ひます。

中曾根総理初め賢明な皆さんに訴えます。今からでも遅くはありません。国民の共有財産である国鉄の公共的使命を子々孫々に遺産として残すためにも、我が党案を十分参考とされ、国民合意の改革案として提出し直すべきあることを強く求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)



「日本鉄道株式会社法案」「日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案」及び「日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案」の提案理由説明

日本社会党 村 沢 牧

私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました日本鉄道株式会社法案、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案、並びに日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案について、その提案理由と概要について御説明申し上げます。

今、百十余年、国民と共に歩んだ国鉄が、二十一世紀を展望して、国民共有的財産としての公共交通として維持発展ができるのか、それとも採算性を第一義として、公共交通の役割を否定した分割民営になるのか、重大な岐路に立っています。現在国鉄が深刻な危機にあることは誰しもが共通に認識しているところであります。それだけに重要なことは、

その危機の内容、よつてきたる原因を正しく分析し、それをどう打開すべきかを慎重かつ徹底して審議をし、国民合意の再建案をつくることであります。かりそめにも自先の政治的日程を優先させ、国民の疑念に答えず、多数の力で政府案を强行成立させようとするようなことは、国家百年の計を誤らせるものであり、絶対に容認することができません。

国鉄が、経営、機能、雇用の三つの極めて重大な危機に陥った経緯を見る時、歴代自民党政府の政治的責任は免れません。政府、自民党は、国鉄危機の主たる原因を、人格を持たない公社制という制度になすりつけています

が、政治的責任と国鉄の在り方とは全く別のものであります。

先ほど提案された政府提出法案の内容に対して今、国民の皆さんから、完全民営化による公共性の喪失について、旅客人会社を六社にすることをはじめ二〇以上もの事業体に分割すること、長期債務の処理について巨額の国民負担の行方、資産処分のあり方、運賃や安全性、地方線への不安等々、数多くの批判や疑問が出されています。そしてこのことの解明をみぬまま衆議院でわが党の反対にもかかわらず強引に採決し、本院に送付されたことは全く以て許し難いものであります。

更に問題なのは、この間関係法案等の審議も見ぬ前から、昨年四月一日の国鉄分割、民営化が既成事実化され、特に全国の国鉄の現場では異常な事態になつていてあります。客観性を欠いた判断で職員を「人材活用センター」に配置し、人権無視、首切り対象者の選別、国労つぶしが行なわれ、多数の自殺者さえ生んでいます。このような職場環境の中からは、決して明日に希望をもち、職員が一体となつて国鉄改革にまい進する情熱は生まれません。これを打開することこそ、国鉄改革の前提であり、緊急課題であります。

このような意味からわが党は、政府案に強く反対し、国鉄の危機を開拓し、真に国鉄を国民の共有財産として再生させる、いわば国民の側からの改革プログラムとしての最善の法案を提案するものであります。

次にわが党の提案の基本的な考え方を六つの重点として申し上げます。

第一点は、国鉄が担つて来た公共的機能を維持・発展させるために、国の責任でその機能を果たす新事業体を設立することであります。公共性の堅持を抜きにして国鉄の将来を考えるのは根本から誤っているからであります。

第二点は、分断ではなく、地方交通線を含む全国ネットワークを維持すること、そのため新事業体に国鉄の資産と事業のすべてを引きつがることであります。このことによつて分断によるデメリット、国民の不安をなすことになります。

第三点は、国鉄危機の原因となつて来た政府の干渉・制約・無理な計画や負担のおしつけを排除し、経営の自主性と健全な経営を全面的に確保し、事業分野の拡大を保障するため株式会社の形態をとると共に、国民各層の代表で構成する経営委員会を設置することであります。

第四点は、公共性の確保をするために必要な費用は基本的に国が負担あるいは補助することとした事であり、多くの諸外国で現に行われている事を当然わが国でも実行しようとするものであります。

第五点は、累積債務の処理について、国の方針の失敗によって生じた債務は新事業体と

切り離し国の責任で処理することであります。

第六点は、国鉄職員はすべて新事業体が引きつき、労使協議によつて適性人員を定め、退職希望者の生活と職業を確保するため、新事業体と国の責任において必要な措置をとる事としております。これは政府提案の改革法二十三条による選別・差別の方法とは逆であり、職場の異常な状況と失業の不安を解消し、安定した労使関係と雇用の確保をめざすものであります。

次に、各法律案の概要についてご説明申上げます。

まず、「日本鉄道株式会社法案」についてご説明いたします。

第一に、日本鉄道株式会社は、国鉄の事業を継承し、全国的な鉄道事業並びにこれに関連する自動車運送事業及び連絡船事業を本来の業務として経営することを目的として設立する株式会社とし、これらの他必要な事業を當むことができることをいたしております。

第二に、会社は、わが国の中幹的輸送機関である鉄道の全国ネットワークによる輸送その他公共的輸送を担う企業体として、国及び地方公共団体が中心となつて進める総合交通体系の整備確立に寄与し、もつて公共の福

祉の増進と国民経済の発展に寄与する責務を有することをいたしております。

第三に、会社には、本社のほか、全国七ブロックにそれぞれ支社を置き、各支社ごとに、地域の輸送需要に適切に対応した効率的な事業運営を行なわれるようにするため、支社に對し、大幅に権限を委譲する分権化を図ることといたしました。

第四に、政府は、会社の発行済株式総数の十分の七以上を保有していなければならぬものといたしております。

第五に、本社に経営委員会を置き、会社の経営の基本方針及び事業計画等の業務執行に関する重要な事項は、経営委員会の議決を経なければならぬこととするとともに、支社にもそれぞれ地方経営委員会を置き、業務区域内の重要事項をそこでも議決することとしたておりました。

第六、政府は、会社の債務に關する保証契約及び事業資金の無利子貸付けをすることができることとするとともに、鉄道新線の建設費、災害復旧費を、補助することができることをいたしました。また政府は、当分の間、国民生活にとって必要である地方鉄道営業線であつて、収支均衡を確保することが困難であると認められるものについて、その運営費の一部を補助することができることも、いたしております。

第七に、運輸大臣に対する事業計画の届出

等必要最少限度の政府監督について所要の規定を設けることといたしております。

次に「日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案」についてご説明申し上げます。

第一に、日本国有鉄道は、日本鉄道株式会社の成立の時において解散することとし、解散の時に有するその一切の権利及び義務のうち、長期の資金に係る債務で政令で定める特定長期債務以外のものは、国鉄の解散の時ににおいて、会社が承継することといたしております。

第二に、会社の設立の際、現に国鉄の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものといたします。

第三に、国鉄は、解散した後も清算の目的の範囲内においてなお存続することとし、政府は、この清算中の国鉄に対し、特定長期債務の返済が完了するまでの期間中に、債務の償還計画を定めて資金の交付等を行なうことといたしております。

最後に、「日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案」についてご説明申しあげます。

第一に、この法律は、日本国有鉄道から移行した日本鉄道株式会社の希望退職者につい

て特別給付金の支給及び再就職の促進に関する特別の措置を講じ、もつて退職希望職員等の職業及び生活の安定を図ることを目的としたとしております。

第二に、退職希望職員等の再就職促進に関する国及び会社の責務を定めるとともに、特に、会社は、この法律に定める措置を実施するに当たっては、退職を希望する職員の募集に応ずること等を強要し、又は職員が労働組合の組合員であること等を理由として差別的取扱いをしてはならないことといたしました。

第三に、退職希望職員等の再就職促進について、国は再就職促進基本計画及び採用促進計画を、会社は再就職促進実施計画をそれぞれ定めるものといたしております。

なお、これらの計画の作成に当たっては、会社は、労働組合と協議しなければならないことといたしております。

第四に、退職希望職員等の再就職先の確保についてでありますと、國は率先して退職希望職員等を採用するとともに、特殊法人等及び地方公共団体に対し、退職希望職員等を採用するよう要請するものといたしております。また、國は、退職希望職員等を雇い入れる一般事業主に対し、退職希望職員等雇用助成金を支給することができることといたしておられます。

第五に、希望退職者に支給する特別給付金についてでありますと、現在、今年度にかけた特別措置として支給されている特別給付金を五年間にわたって支給することとし、このため、「日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律」について所要の改正措置を講ずることといたしております。

以上のほか、国の体制の整備、雇用促進事業団の援護業務等、退職希望職員等の再就職の促進、援助、関連企業労働者等への配慮等に関する、必要な諸規定を設けることといたしております。

以上、各法律案の提案理由及びその内容の概要についてご説明申し上げました。

最後に、政府案については、さき程申し上げたように広範な国民から数多くの疑問や批判が寄せられ、また、わが党が具体的な対案を提示しているにもかかわらず、これらを一顧だにせず、強引に成立を図ろうとする姿勢は、極めて遺憾であります。国民の付託を受けた立法府として、将来に禍根を残さぬよう、両法案の慎重かつ徹底的な審議を行ない、真に国民の納得が得られる国鉄再建策を確定できること、お互いに努力しあうべきことを強く訴えて、私の提案理由説明を終わります。

国鉄再建監理委員会による新事業体の要員算定の問題点

国鉄再建政策プロジェクトチーム

一、はじめに

(1) 要員算定に当たつて考慮すべき点

① 国鉄又は新事業体の要員数は、まず、何よりも、わが国の基幹的公共輸送機関としての国鉄又は新事業体の輸送事業の展開のあり方いかんによつて大きく左右される。輸送事業を拡大しようとすれば要員数も増大し、輸送事業を縮小しようとすれば要員数も減少することになることは当然である。従つて、要員数を算定するためには、まず、輸送事業の内容(車両の運行計画等)を確定しなければならない。

② 輸送事業の内容(車両運行計画等)を仮定した場合であつても、言わばその質的側面、つまり、⑦利用者サービス、①車両の運行の安全の確保、⑨職員の労働条件、などのあり方によつて、要員数は左右される。利用者サービスを低下させた

① 要員算定に當たつて考慮すべき点

り、安全確保面で“手抜き”をしたり、労働条件を悪化させたりすれば、要員数は減少し、その逆の場合は要員数が増大することになることは明らかである。

③ 特に、国鉄改革の実施に関わる今回の要員算定は、利用者である国民にも様々

な影響を及ぼすことはもちろん、輸送事業の担い手である国鉄職員約三八万人とその家族に重大な影響を及ぼし、さらに、国鉄関連企業に働く労働者をはじめ広範な労働者とその家族にも様々な影響を及ぼす結果となるものであるから、慎重の上にも慎重を期し、これら関係者の納得が得られるものでなければならない。

④ また、要員の決定は、問題の性質上、関係労働組合との交渉・協議を経て行なうべきものであることは、言うまでもない。

そこで、国鉄再建監理委員会が採用した「適正要員の推計手法」を検討した結果、以下指摘するような問題点が明らかになつたが、これらの問題点は国会審議の場で厳しく追及されなければならぬ。

⑤ しかしながら、国鉄再建監理委員会は、新事業体の要員数を推計するに当たつて、上述のような点について十分配慮したとは言えず、その採用した「適正要員の推計手法」には、後述するような重大な疑問がある。

⑥ ところが政府は、こうした問題を抱える要員算定を含む国鉄再建監理委員会の「意見」を「最大限尊重する」ことを閣議決定し、これを推進している。

⑦ また、国鉄当局も、政府の監督下で、政府の方針に呼応して、監理委「意見」の実現に遮二無二取り組んでいる。

⑧ こうして、国鉄再建監理委員会が示した新事業体の要員推計は単なる目安ではなく、一人歩きするに至つてゐる。その結果、国鉄職員は今、政府権力を背景とする未曾有の要員合理化の嵐にさらされてしまり、その家族を含め、不安のドン底に陥れられ、自殺者が相次いでいる。

⑨ わが党は、こうした事態を看過することは断じてできない。

(2) 国鉄再建監理委員会、自民党政府及び國
鉄当局の態度

2 「私鉄並みの要員数」について

国鉄再建監理委員会は、新事業体の「適正要員数」を算定するに当たつて、「私鉄並みの要員数」を求めようとした。

ところで、新事業体の「健全な経営」を虚心に考える立場で、その「適正要員数」を算定しようとすると、仮に「私鉄並みの要員数」を考慮するとしても、その方法には、

(1) 国鉄職員の賃金や労働時間などの労働条件を問題にし、「私鉄並み」の労働条件

とした場合に新事業体の「適正要員数」

がどうなるかを求めていく方法、

(2) 国鉄の収益性を問題にし、営業収入に対する人件費の比率を「私鉄並み」とした場合に新事業体の「適正要員数」がどうなるかを求めていく方法、

(3) 同じく、営業経費に対する人件費の割合を「私鉄並み」とした場合に新事業体の「適正要員数」がどうなるかを求めていく方法、

(4) そして、監理委が採用したように、事業運営に携わる職員の配置数を問題にし、「私鉄並み」の職員配置数とした場合に新事業体の「適正要員数」がどうなるかを求めていく方法、

など、様々な方法が考えられる。これらうち、どの方法を採用するにしても、1の

(1)で指摘したような点が考慮されなければならず、また国鉄事業と私鉄事業の性格や実態（業務委託率等）の相違点が十分考慮されなければならないことはもちろんだが、特に(1)、(2)及び(3)の方法を採用する場合は、職員の年齢構成等も十分検討されなければならなくなる。

しかし、国鉄再建監理委員会は、こうした様々な方法を顧慮、検討することなく、(4)の方法を採用した。これは、国鉄の長期債務による膨大な利子負担の原因及びその責任の解明と、国鉄に押しつけられた負担の解消という「健全な経営」に関する最も基本的な問題をさておいて、「赤字」の解消のためと称して、国鉄職員にシワ寄せ（要員合理化）しようとする国鉄再建監理委員会の姿勢を示すものである。

監理委は、これを用いて「適正要員数」の推計を行なつたのである。一応客観的なデータに依拠しようとしているという意味では、監理委がとった態度は、一見、合理的なものであるかに見える。しかし、実際には次のような重大な問題点がある。

(1) 私鉄の実態を無視

国鉄再建監理委員会は、私鉄約六〇社について「標準式」を求めて、これを国鉄に適用しようとしたわけだが、私鉄の実態を見ると、説明変数として選んだ要因以外の様々な要因（必ずしも数量化し得ない）の影響によつて、その要員配置にはきわめて大きなバラツキが生じている。このバラツキはきわめて大きく、使用したデータの限りで要員数と説明変数との平均的対応関係を示す式（回帰式）を

こうした態度には大いに疑問があり、まずこの点について十分納得のいく説明がなされなければならない。

3 国鉄再建監理委員会の「推計手法」について

(1) 回帰分析手法自体の問題点

国鉄再建監理委員会は、鉄道旅客部門（在来線）の「適正要員数の推計」に当たつて、「一定の線区単位ごとに要員配置数を私鉄並みとする」という考え方を採用した。そ

して、そのための算式を私鉄約六〇社のデータから導いた。すなわち、駅職員、運転士、車掌、施設保守、電気保守、車両保守の六職種について、それぞれ、その要員配置数と関係が深い（＝「相關関係が高い」）と考えた事業運営上のデータ（＝「説明変数」）。一駅平均発着人員、列車キロ、営業キロ、車両キロ及び本線路延長が選ばれた数。一駅平均発着人員、列車キロ、営業キロと関係が深い（＝「相關関係が高い」）と考えた事業運営上のデータ（＝「説明変数」）。一駅平均発着人員、列車キロ、営業キロ、車両キロ及び本線路延長が選ばれた数。一駅平均発着人員、列車キロ、営業キロと関係が深い（＝「相關関係が高い」）

求めたとしても、それを「私鉄並み要員数」の算式とみなすことは困難である。

監理委は、このような点を無視している。

② 比較対応性に無理

しかも、私鉄約六〇社と国鉄とを比較する際に、監理委は、私鉄については各社一単位としているのに、国鉄については、全営業線を四九七に細分し、これを比較上の基礎単位としている（四九七単位のうち実際に比較対象としているのは、新幹線、在来新線、貨物専用線、第一次及び第二次特定地方交通線と第三セクター化の検討が行われている岡多線を除く三六三単位）。この両者を無限に比較対応させるという、形式的で、きわめて乱暴なやり方を監理委はとっている。

③ わずか六〇社前後のデータから五〇〇近くもの計算単位（細分線区）の要員数を推計することの無理

仮に、私鉄各社と国鉄の細分化された営業線区との比較対応が可能であるとしても、五〇〇近くものぼる「細分線区」（計算単位とされたものの）の要員数を推計するのに使われる私鉄データは、わずか六〇社前後（上述のように各社一計算単位とされている）にすぎない。サンプル数が少なければ推計結果の誤

(2)

監理委の回帰式（対数回帰式）の問題点
国鉄再建監理委員会が採用した回帰式（標準式）は、曲線方式の変則的対数線形回帰式である。私鉄データがこの回帰式にふさわしい分布となっているのであれば、おのずと「あてはまり率」も高く、また、総数でみて、計算値と実際値は比較的近いものとなっているはずである。しかし、実際には、この差は大きく、また、「あてはまり率」も線形回帰式の方がはるかに高いものとなっている。

要員算定に回帰式（回帰分析手法）を採用すること自体に重大な問題があることは、(1)で指摘したとおりだが、監理委が対数(曲線)回帰式を採用したことによって、さらに次のような問題が生じている。

② 慎意的なサンプル数の選択

国鉄再建監理委員会は、六職種について、それぞれ「私鉄並み」の要員配置数の「標準式」を求めた、としているが、六つの「標準式」のもとに成了した私鉄のサンプル数はバラバラである。つまり、サンプルのもとになつた私鉄六一社のうち、電気保守については三割近くの一七社が除外されているのをはじめ、施設保守については五社、駅職員及び車掌についてはそれぞれ四社、運転士及び車両保守についてはそれぞれ一社が、推計にあたつて「異常値」として除外されており、全職種にわたつて使用された会社は四〇社（三分の二）にすぎない。これは、計算手続上の要請からなされた措置であ

り、要員が増大するわけではなく、いわゆるスケールメリットが働くという考え方にして対数(曲線)回帰式を採用したようであるが、監理委が使用したデータの限りで私鉄約六〇社の要員配置の実態を見ると、必ずしもスケールメリットが働いていとは言えず、むしろ、見方によつては、規模が大きくなることによつて要員数はその比率以上に増大しているとも言いうるというのが実態である。（それほど私鉄約六〇社の要員配置にはバラツキが大きいということである。）

要員算定に回帰式（回帰分析手法）を採用すること自体に重大な問題があることは、(1)で指摘したとおりだが、監理委が対数(曲線)回帰式を採用したことによって、

① 「幻のスケールメリット」

国鉄再建監理委員会は、私鉄約六〇社の「標準式」を求めるに当たつて、営業規模が大きくなるに従つて、その比率で

る。

このように計算手続上、困難が生じると、安易に不都合な対象を除外してしまったやり方に、要員算定に対する監理委の形式主義的な姿勢が端的に表われていると言わなければならない。(この問題も、私鉄約六〇社の要員配置には大きなバラツキがあることから生じていると言える。)

(3) 説明変数のデータも推定値

私鉄約六〇社の場合は、五つの説明変数のデータはすべて実績に基づいているが、国鉄の説明変数のうち三つ(一駅平均発着人員、車両キロ、列車キロ)のデータは、実績に基づいたものではなく、「旅客需要動態予測」から推計されたものである。つまり監理委の推計においては、推計に使用するデータ自体が「推定値」になつていて、こうした推計方法自体、その推計結果の信頼性を低めるものと言わなければならぬ。

(3) 結果から見た監理委回帰式の問題点

以上、指摘してきたように、国鉄再建監理委員会の回帰分析手法の採用には、様々な問題点があるが、これを結果から見た場合、次のような問題点を指摘することができる。

(1) 私鉄各社・各職種ごとの誤差が著しい

こと

国鉄再建監理委員会から提出された使用データ及び回帰式を用いて、私鉄約六〇社の計算値を出してみると、各社・各職種ごとの誤差が著しいことがわかる

(別添資料1及び2参照)。大半が一割以上の誤差であり、三割以上の誤差も少なくなく、中には八割以上の誤差(西鉄・車掌)。さらには、中小私鉄であるが、五倍(実際の職員数は二〇人のところが一〇〇人と計算されている)の誤差となつてゐるものさえある(筑豊電鉄・駅職員)。

私鉄六一社の誤差率を職種ごとに単純平均すると、駅職員四二・二%、運転士二一・七%、車掌二三・六%、施設保守二四・五%、電気保守二八・四%、車両保守四一・六%となつており、六職種の加重平均をとると誤差率は三〇・四五%になる、といった具合である。

これでは、全く奇妙なことだが、私鉄各社もそれぞれ要員配置数が「私鉄並み」ではなく、「適正要員数」になつてない、ということになりかねない。

(2) 私鉄全体で四五〇二人(八・二%)も

各職種ごとに一~七社が除外されることは(2)の②で指摘したとおり)の要員数でみると、四五〇二人(八・二%)

という大きなものとなつてゐる(別添資料3参照)。

これを職種別に見ると、駅職員の誤差が二八二八人(二三・九%)と、量率とともに最も大きく、続いて車両保守九四二人(一一・九%)、施設保守三八九人八・二%、電気保守(五・〇%)、運転士八九人(一・〇%)、車掌二七人(〇・三%)となつてゐる。

(3) 私鉄六職種すべてについて、計算値が実際値を下回つてゐること

しかも、この誤差については、六職種のすべてについて計算値が実際値を下回つてゐることを見過すことができない(別添資料3参照)。とりわけ、六職種のうちでも最大の比重を占める駅職員の計算値が実際値を二八二八人(二三・九%)も下回つてゐることは重大である。

4 監理委回帰式の誤差の「重み」

① 国鉄再建監理委員会の回帰式を用いること、私鉄約六〇社自体について、その計算値と実際値に大きな誤差が生じることは、

上述のとおりである。

② 監理委はこのような回帰式を用いて国鉄との誤差を私鉄六一社全体(実際には、監理委の回帰式による計算値と実際値

資料1 監理委回帰式による計算値と実際値の比較 (私鉄大手 14 社のみ)

(単位:人)

番号・社名	駅務員			運転士			車掌			施設保守		
	計算値	実際値	誤差	計算値	実際値	誤差	計算値	実際値	誤差	計算値	実際値	誤差
1、阪急	1,547	1,491	56	3.76%	632	692	-60	△8.67%	534	742	-208	△28.03%
2、小田急	1,297	1,080	217	20.09	481	428	53	12.38	411	397	14	3.53
3、京阪	851	692	159	22.98	318	303	15	4.95	278	327	-49	△14.98
4、京王	818	811	7	0.86	279	302	-23	△7.62	245	295	-50	△16.95
5、京急	1,029	1,118	-89	△7.96	363	407	-44	△10.81	315	380	-65	△17.11
6、東急	867	986	-119	△12.07	350	311	39	12.54	304	315	-11	△3.49
7、阪神	467	380	87	22.89	161	-53	△24.77	145	151	-6	△3.97	73
8、西武	1,086	1,314	-228	△17.35	439	599	-160	△26.71	374	488	-114	△23.36
9、成海	711	880	-169	△19.20	304	311	-7	△2.25	265	290	-25	△8.62
10、南武	763	914	-151	△16.52	416	541	-125	△23.11	356	408	-52	△12.75
11、東近畿	1,599	2,330	-731	△31.37	558	1,116	-158	△14.16	786	804	-18	△2.24
12、近畿	2,273	3,156	-883	△27.98	1,974	1,553	-421	△27.11	1,573	1,064	509	△47.84
13、近畿	427	310	117	37.74	243	263	-20	△7.60	212	115	97	△84.35
14、西鉄	1,166	1,972	-806	△40.87	1,053	868	185	21.31	860	784	76	9.69
15、名鉄	14,901	17,434	2,533	△14.53	7,971	7,908	63	0.80	6,658	6,560	98	1.49
*6社計	8,434	11,177	2,743	△24.54	5,472	5,369	103	1.92	4,483	4,290	193	4.50
番号・社名	電気保守			車両保守			会社計			電気保守		
	計算値	実際値	誤差	計算値	実際値	誤差	計算値	実際値	誤差	計算値	実際値	誤差
1、阪急	353	229	124	54.15	603	713	-110	△15.43	3,943	4,187	-244	△5.83
2、小田急	263	234	29	12.39	448	373	75	20.11	3,118	2,703	415	15.35
3、京東	176	239	-63	△26.36	317	358	-41	△11.45	2,080	2,035	45	2.21
4、京急	172	163	9	5.52	302	304	-2	△0.66	1,958	2,027	-69	△3.40
5、京急	205	208	-3	△1.44	358	321	37	11.53	2,440	2,624	-184	△7.01
6、京急	188	183	5	2.73	329	331	-2	△0.60	2,194	2,367	-173	△7.31
7、京急	86	116	-30	△25.86	159	203	-44	△21.67	1,091	1,179	-88	△7.46
8、西鉄	263	272	-9	△3.31	427	455	-28	△6.15	2,824	3,371	-547	△16.23
9、京急	158	182	-24	△13.19	267	256	11	4.30	1,848	2,058	-210	△10.20
10、京急	204	242	-38	△15.70	319	394	-75	△19.04	2,262	2,775	-513	△18.49
11、京急	491	612	-121	△19.77	696	995	-299	△30.05	5,041	6,334	-1,293	△20.41
12、南武	643	726	-83	△11.43	905	1,272	-367	△28.85	8,027	8,664	-637	△7.35
13、近畿	122	111	9	9.91	192	135	57	42.22	1,322	1,041	281	26.99
14、名鉄	417	359	58	16.16	558	668	-110	△16.47	4,532	5,063	-531	△10.49
15、名鉄	3,741	3,876	-135	△3.48	5,880	6,778	-898	△13.25	42,680	46,428	-3,748	△8.07
*6社計	2,371	2,440	-69	△2.83	3,508	4,497	-989	△21.99	26,629	30,394	-3,765	△12.39

*印は実際値「上位6社」

資料2 私鉄61社の各社別誤差(率)一覧

番号・会社名	A.計算値	B.実際値	C.誤差(A-B)	誤差率(C/B)	番号・会社名	A.計算値	B.実際値	C.誤差(A-B)	誤差率(C/B)
1、阪急	3,943人	4,187人	-244人	△5.83%	32、福井電鉄	112人	116人	-4人	△3.45%
2、小田急	3,118	2,703	415	△15.35%	33、長野電鉄	280	420	-140	△33.33%
3、京相急	2,080	2,035	45	△2.21	34、上信電鉄	130	158	-28	△17.72
4、京東急	881	945	-64	△6.77	35、弘南鉄道*	137	150	-13	△8.67
5、京王急	1,958	2,027	-69	△3.40	36、関東急行	—	(244)	—	—
6、京阪急	2,440	2,624	-184	△7.01	37、富士急行	110	110	±0	±0
7、阪急	2,194	2,367	-173	△7.31	38、日立電鉄	109	128	19	△14.84
8、阪急	1,091	1,179	-88	△7.46	39、日本電鉄	—	(44)	—	—
9、西武急	2,824	3,371	-547	△16.23	40、松本電鉄	50	50	±0	±0
10、北大阪急	200	127	73	△57.48	41、一電鉄	—	(79)	—	—
11、京南東近	1,848	2,058	-210	△10.20	42、小堀交通	—	(112)	—	—
12、京成	2,262	2,775	-512	△18.49	43、茨城交通	—	(36)	—	—
13、成海	5,041	6,334	-1,293	△20.41	44、上田電鉄	—	(40)	—	—
14、武鉄成	8,027	8,664	-637	△7.35	45、十和田觀光電鉄*	—	(33)	—	—
15、京急	439	454	-15	△3.30	46、野上電鉄	39	46	-7	△15.22
16、JR西日本	*†,322	1,041	281	26.99	47、近江鉄道*	—	(164)	—	—
17、JR東日本	908	1,196	-288	△24.08	48、新潟電鉄	—	(23)	—	—
18、JR神奈川	5,063	-531	△10.49	49、新潟電鉄	—	(75)	—	—	—
19、JR北陸	4,532	551	-132	△19.33	50、熊本電鉄	—	(45)	—	—
20、JR東北	—	(178)	△8.43	51、鹿児島電鉄	—	66	-1	△1.52	△6.43
21、JR山陰	261	168	93	55.36	52、北陸電鉄	131	140	-9	—
22、JR四国	91	152	-61	△40.13	53、島原電鉄	—	(66)	—	—
23、JR九州	228	336	-108	△32.14	54、島根電鉄	—	(154)	—	—
24、JR急行	260	357	-97	△27.17	55、有田電鉄	—	(85)	—	—
25、JR急行	117	157	-40	△25.48	56、下津井電鉄*	—	(15)	—	—
26、JR急行	46	58	-12	△20.69	57、紀州鉄道*	—	(50)	—	—
27、JR急行	141	131	10	7.63	58、紀児島交通*	—	(11)	—	—
28、JR急行	302	2	0.67	△37.21	59、紀州鉄道*	—	(14)	—	—
29、JR急行	54	86	-32	△37.12	60、鹿児島交通*	—	(41)	—	—
30、JR急行	83	132	-49	△37.12	61、加悦鉄道*	—	(11)	—	—
31、富山地方鉄道	384	238	146	△37.12	合計(40社)	48,789人	53,332人	-4,543人	△8.52%

数字は誤差率10%以上のもの(40社のうち23社)

*は「異常値」として1職種以上計算から除かれている会社(計21社)

資料3 監理委回帰式の誤差について

私鉄約60社の職種別誤差（計算値と実際値の差）

職種別	A.計算値	B.実際人員	C.誤差(A-B)	D.誤差率(C/B)
駅職員	17,555	20,383	-2,828	△13.87%
運転士	9,254	9,343	-89	△0.95%
車掌	7,754	7,781	-27	△0.35%
施設保守	4,347	4,736	-389	△8.21%
電気保守	4,341	4,568	-227	△4.97%
車両保守	6,958	7,900	-942	△11.92%
計	50,209	54,711	-4,502	△8.23%

2 国鉄「適正要員数」について追加補正すべき数

(1) 追加補正必要数の算出についての考え方

国鉄再建監理委員会の回帰式を用いた場合に生じる私鉄約61社の職種別計算値の誤差を、国鉄の要員規模（計算値）に単純比例させて、監理委回帰式による国鉄「適正要員数」の過少計算数を算出する。

(2) 要追加補正数の算出式

$$\text{誤差} \times \text{国鉄計算値} / \text{私鉄計算値} = \text{過少計算数} \text{ (要追加補正数)}$$

(3) 要追加補正数の算出内容

① 職種別の過少計算数（要追加補正数）の算出

駅職員	2,828	×	30,166	/	17,555	=	4,860
運転士	89	×	13,063	/	9,254	=	126
車掌	27	×	11,345	/	7,754	=	40
施設保守	389	×	13,714	/	4,347	=	1,227
電気保守	227	×	9,716	/	4,341	=	508
車両保守	942	×	17,237	/	6,958	=	2,334
合計							9,095人

② 国鉄の特殊性及び管理部門比率の加味

$$9,095 \times 1.2 \times 1.18 = 12,879\text{人}$$

国鉄の特殊性 管理部門比率

（又は新事業体）の「適正要員数」を推計したわけだから、その推計値にも、この誤差が反映しているものと見なければならぬ。

しかも、国鉄（又は新事業体）の要員規模は、私鉄約60社の要員総数をはるかに上回っているのであるから、この誤差は大きく増幅され、かなりの数にのぼっているはずである。

③ 仮に、要員規模（計算値）に単純に比例させただけでも、誤差幅は約一万三〇〇〇人にものぼる（別添資料3参照）。

④ この問題は、はじめにも指摘したように、国鉄職員約二八万人とその家族の雇用と生活を大きく左右するのみならず、さらに広範な勤労大衆に様々な影響を及ぼすものであり、もしも、このようにきわめて大きな誤差幅のある監理委の推計値が、単なる机上の推計値にとどまらず、これに基づいて実際に国鉄改革が実施されるようなことになるならば、取り返しのつかない禍根を後に残すことになる。

国鉄改革関連法案に関する要求

日本社会党・護憲共同

一、国鉄職員については、全て新事業体に雇用承継されること。
一、国鉄改革にともなう事業の引継並びに権利・義務等の承継に係る「基本計画」「実施計画」については、国会の承認事項とすること。

再建促進特別措置法第二十四条二項の主旨を尊重すること。

一九八六・一〇・一七

政府税調を批判する

——重大な七つの問題点——

日本社会党
書記長 山口鶴男

- 一、公共性担保のため国による一定割合の株式の常時保有を規定すること。
- 一、取扱いが未定の特定地方交通線については、「当分の間」、国の責任と助成によつてその維持をはかること。
- 一、国鉄共済年金については、六四年度までは「政府統一見解」の趣旨にのつとり、掛金・給付に影響させることなく国の責任で処理すること。また、六五年度以降については、「国民に開かれた民主的な場において検討し、六三年度中に結論を出す」こと。
- 一、非事業用資産の処分・活用については、その公正を期すため「資産処分審議会」委員に国民代表を加え、その任命は国会承任事項とともに、公共機関への売却、関連事業への活用、信託制度の活用等を含めて検討を行なうこと。
- 一、国及び新事業体は、地方公共団体に過大な負担を及ぼすことのないよう、地方財政

政府税制調査会は、一〇月二八日に税制の抜本的改革に関する答申の発表を予定し、その起草作業に入っているが、政府税制調査会がこの間行なつてきた審議の内容や方法には幾多の問題点が存在している。今回の税制改革の重要性にかんがみ、わが党は、この段階

でその問題点を指摘し強く批判するとともに、政府税調には改めて十分時間をかけて国民的合意をめざすよう再考を促すものである。

一、衆参同日選挙における中曾根首相の最大の公約は、「国民や自民党員が反対する大型

間接税はやらない」「政府税調の答申に盛り込まれても採用しない」と明言した大型間接税の否定であった。しかるに政府税調は三類型の間接税試案を発表し答申に盛り込もうとしている。「新型間接税」とか「日本型付加価値税」と呼称を変え、これは公約と矛盾しないといつても、それが大型間接税であることは明白であり、この導入を首相がいま明確に否定しないことは公約破りであり、その責任は重大である。これでは国民の信頼と合意をえた税制改革など不可能である。

二、一・八兆円の法人税減税の財源を大衆増

税②大型間接税とマル優の廃止で賄おうとしている。政府税調のいう「減税」は、実は法人には減税、大衆には増税であり、まったく国民を愚弄する暴挙である。

三、大蔵省は、今回の税制改革が実施された

場合、ほとんどの年齢層・所得層で税負担が軽くなるとの試算を発表しているが、「法人税減税が配当・賃上げなどによりすべて個人に還元される」という前提を置いての

ことであり、この前提はまったく現実的に成り立たない。例えば企業が利益のうち配当に回すのは一割程度で、しかも機関投資家が七割近くを占め、個人が受け取る配当は全配当の三分の一にも充たない。また法人の利益がすべて個人に還元されるという

なら、法人税の廃止にまで行き着かざるをえない。政府・大蔵省がこうした暴論を持ち出したのは、どうしても大型間接税を導入し、マル優を廃止したいという願望の表である。

四、大蔵省の試算によれば、高額所得者には大きな減税（最高税率五〇%で青天井が大きくなるなど）となり、低所得者とくに課税最低限以下の者には増税効果しかない。これでは不公平を拡大するばかりであり、税に対する不信感は増大しよう。税率構造を簡素化する場合、総合課税を徹底し所得階層間のアンバランスが起きないようにするのが当然なのにその視点がない。

五、限度管理を徹底する方策（例えばわが党も提案していたグリーンカード制）はあるのに、それに真剣に取り組まず、マル優の不正が多いからと、その責任を庶民にかぶせるのは見当違いもなはだしい。しかもキャピタルゲイン課税をしないでマル優だけ攻撃するのはまったく矛盾している。

六、政府が今回の税制改革の最重点課題だとしてきただけの四〇〇から七〇〇万円層の中堅サラリーマン層に対する減税効果は、他の所得層に比べては大きくはないようである。政府はこれをどう説明するのであろうか。



七、大蔵省の試算では家計収入に対する消費の割合を実際より低めに見積り、家計消費の内容・構造をあいまいにしたまま大型間接税導入の効果を云々しているが、これはまったく意味がない。さらに増減税同額ではなく、財政再建のため大型間接税を導入し、増税すべきだとの声もあがっているが、試算以上に家計の負担は増大しよう。

わが党は、税制改革に当たってはまず第一に、現在存在している税の不公平を制度と執行面を含め徹底的に是正し、一掃することから始めなければならないと考える。次に二一世紀を展望する税制を構想すべきである。このため思い切ったオープン・システムの議論と専門的検討が必要であり、現在のシステムを抜本的に改造し、「税制改革国民会議」のような仕組も必要である。

一九八六・一〇・二四

税制調査会答申（案）に対する談話

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

の減税分を大衆増税で賄うことには断固反対する。

一九八六・一〇・二八

一、本日発表された案によれば、法人税課税の税率水準を五割下回るまで引き下げるところである。こうして大企業の税率を引き下げる一方で、円高不況にあえぐ中小企業の税率を基本税率に近づけるとして引き上げるのは、まったく不適当である。

二、米国の税制改革では幅広い意味での特別措置の見直しが行なわれているが、わが国においても法人税の特別措置の見直しにあたっては、狭義の範囲にとどまらず、幅広い観点から見直しを行うべきである。

三、間接税については、A、B、C案が提示されているが、これらは何といおうと「大型間接税」にほかならず、とりわけ「最も優れている」といわれているC案は、一般消費税そのものであり、これを導入することとは国会決議に違反する。

四、試算によれば、今回の税調答申（案）では、大した減税にならない。さらに法人税

五、こうした政府の税制改革には絶対に反対する。同時に国民的視野に立った税制改革をわが党はめざしていく。

政府税制調査会答申に対する談話

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂



私が目立つた。したがつて当然のことながら、その内容は国民の期待に応えるものではなく、到底国民的合意が得られるものになつていはない。

二、今回の答申において最大の問題は、先の衆参同日選挙における「大型間接税と称するものは導入しない」との公約を破つてい

一、本日、政府税制調査会は、今後のわが国の税制改革の方向を示す「税制の抜本的見直しについての答申」を決定した。しかし、今回の税制改革の重大性にもかかわらず、答申決定までの審議において、国民参加の機会があまりにも乏しく、ガラス張りの議論がおろそかにされ、政治的対応と拙速の

ることである。「新しいタイプの間接税」と称して答申に盛り込まれている三類型の間接税は「課税ベースの広い間接税」・「大型間接税」以外の何物でもない。とりわけ新型間接税のうちで「最も優れている」とされている「日本型付加価値税」は、昭和五四年の国会において導入しないことが決議された「一般消費税」と本質的に何ら変わらない。中曾根首相がこのようないい答申を白紙の態度で受け取り、さらに「答申に盛り込まれても大型間接税は導入しない」との首相の発言の打ち消しを狙つた竹下幹事長の「党税調で決定がなされれば（日本型付加価値税に党が）反対ということにはならない」との発言に何らの反論もせずにいることは、公約破棄を企図していると判断せざるを得ず、これは重大な政治的背任行為である。

三、答申の減税案には、重大な問題がある。新型間接税の導入とマル優の廃止による増税と抱合せにした減税であるところから、大企業や高額所得者は減税、中・低所得者は実質増税になり、不公平が解消されるどころか、拡大していくことは明らかである。基本税率の引き下げによる法人税減税は、引当金・租税特別措置の課税強化の方向での見直しがあってもそれがまったく不十分であるため、大企業には確かに減税となるが、円高不況にあえいでいる中小企業には、軽減税率が基本税率に近づけられることによつて増税となる。さらに法人税減税の財源を大衆課税で賄うとしていること、法人税減税はすべて国民に還元されるとしていの暴論はまったく不當である。また所得税の減税は、税率構造の簡素化、累進性の緩和によつているが、その場合には不公平を回避するため総合課税を徹底すべきであるにその視点がない。さらに給与所得者にも経費の実額控除の途が開かれているが、その実効性は不明確であり期待できない。このようないくつかの重大な問題点を隠して、減税額のみを強調することは、国民を欺瞞するものである。

四、大型間接税の導入とマル優廃止の二つの増税計画を厳しく批判する。様々な不公平を温存したまま三類型の新型間接税・大型間接税の導入とマル優の廃止のみを打ち出すことは容認できない。これは減税に見合つた増税に止まらず、それを超えた増税を企図しているものといわざるをえない。この二つの増税には重大な問題点が存在する。大型間接税の欠陥、たとえば逆進性、経済への影響等をあらためて指摘するまでもないし、税務執行上の不公平の是正、すなわち所得捕捉率格差による不公平の是正には手を触れようとしていないのは問題である。マル優の廃止についても重大問題が残されている。限度管理を徹底する現実可能な制度であるグリーンカード制を朝令暮改で葬りきつておいて、一部の不正を強調し、税収増のみを目的に安易に一律分離課税の導入を計画することは、庶民いじめもはなはだしい。マネーライームが横行するなか、キャピタルゲイン課税を究極的には実施するといいながら、当面原則非課税を温存し、土地譲渡課税の是正も放置したままマル優を廃止することは、不公平は正の意思を失っているといわなければならぬ。

減税による地方の財源不足への対応策が不明確であり、分権型税財政の視点がないのは極めて遺憾である。

五、今回の税制改革は、今後中・長期にわたるわが国の税制の在り方を決定するという重大な意義をもつにもかかわらず、この間の政府の姿勢には国民の信頼と合意をえ、二世紀を展望した税制を構想する視点が大きく欠落している。何よりも不公平税制の徹底的是正が税制改革にあたっては当然の前提でなければならないのであるが、それがまったく無視されているのである。

今後わが党は、政府・与党の動きを厳重に監視しながら、国会内外の幅広い運動を展開し、勤労国民の立場に立つた眞の税制改革の実現をめざしていく。

一九八六・一〇・二八

老人保健法改正案の問題点と社会党の政策（討議資料）

日本社会党政策審議会
社会保障政策委員会

一、改正案の要旨

① 提案の理由（厚生大臣の提案理由説明より）

(イ) 著しい伸びを示している老人医療費を適正なものとし、国民の負担を公平化する。

(ロ) 要介護老人に対し、保健・医療・福祉を通じた総合的な施策を展開する。

② 一部負担の改正

(イ) 外来＝一月四〇〇円→同一〇〇〇円

(ロ) 入院＝一日三〇〇円・二ヶ月限度→同五〇〇円・無期限

(ハ) この点に関する提案理由＝健康に対する自覚と適正な受診、世代間の公平、使用者保険本人や在宅療養者とのバランス

の保持

- (四) 老人保健施設の創設
- (イ) 施設の目的・性格（第六条第四項）＝ねたきりまたはこれに準ずる状態にある老人に対し、1看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行う。2その日常生活上の世話を行う。
- (ロ) 開設者（第四条の六）＝地方公共団体

③ 加入者按分率の引き上げ
(イ) 六一年度（六月実施）＝八〇%（現在四四・七%）

(ロ) 六二年度＝一〇〇%

(ハ) 費用負担（第四条の二）＝看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練

その他必要な医療費（食費その他厚生省令で定める費用を除く）については、厚生大臣が定める。

(二) 施設の基準（第四条の八）＝1省令で定める員数の医師、看護婦、介護その他の業務の従事者がいること。3その他の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

(ハ) 管理者（第四条の七）＝医師が開設者の場合は開設者が、そうでない場合は医師が管理者とならなければならない。施設の基準（第四条の八）＝1省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他をもつこと。

(二) 施設の基準（第四条の八）＝1省令で定める員数の医師、看護婦、介護その他の業務の従事者がいること。3その他の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

として、厚生大臣が定める。

二、改正案の問題点

① 一部負担の強化について

(1) 負担をふやして受診を抑制するというのでは、医療費抑制策の中では最も安直な

うえ、中長期にわたる効果を期待できず、逆に医療及び医療費適正化のための総合的な施策の推進を遅らすことになる。

(2) 「健康に対する自覚と適正な受診」(提

案理由説明、以下の引用部分も同じ)は、医師等の適切な対応や健康教育によるところが多く、一部負担の多寡によって確保されるものではない。

(3) 若いときから保険料を長く納めてきた見返りとして、病気がちの老後は安心して受診できるようという見地に立つと、「被用者保険本人とのバランス」を負担増の理由とするわけにはいかない。

(4) 「在宅療養者とのバランス」をいう趣旨は、入院高齢者は、他の世代の八・五倍も医療費がかかっているのに、在宅者はほとんど自助努力だという点にあると思われる。しかし、これは貧弱な在宅サービスの方に問題がある。また政府は、入院の必要のない者が、過少の負担ゆえに退院しないため、入院待機中の在宅者を困らせていているといいたいのではないか

と考えられるが、それならば、いわゆる社会的入院患者の受け皿をつくることが先決である。

(5) 入院時の負担には、付添看護料、差額

室料、お世話料など法外負担が重く、東京・中野区の調査(六〇年)によれば、支払っているが、改正案は、このような現実を無視している。

② 加入者按分率の引上げについて

(1) この引上げは、労使の保険料から成る

保険者拠出金を急増させ、国の支出を削減しようというもので、とうてい賛成できない。(加入者按分率を一〇〇%に引上げると、満年度で共済を含む被用者保険拠出分は二九五五億円増、国庫負担は二

五五〇億円減となり、老人医療費に占め

る国庫負担率は、六〇年度の四二・一%から六二年度の三五・三%へとダウンする)六二年度の推計は、政府案が六一年度一月に実施されることを前提としている。

(2) 法制定に際して提出された政府案のう

ち、加入者按分率に関する部分は国会で修正された。ところが、今度の改正案はそのとき退けられた、サラリーマンの保険からの拠出に歯止めをもたない原案に戻そうとするものである。(政府案は、加

入者按分率五〇%以上で政令で定めるとしていた。これでは、老人保険料率引き上げに歯止めがなくなるため、保険者拠出金の増加を老人人口増加率とし、このため加入者按分率を五〇%以下とする国會修正が行なわれた。)

③ 老人保健施設について

(1) 政府案の老人保健施設は、病院より医

師、看護婦が少なく、特養より寮母が少ない。したがってこれは、医療費と措置費の軽減をねらいとするもので、地域・家庭への復帰途上施設(すなわち本来の中間施設)としての充実した機能を期待できない。

(2) 政府案の老人保健施設は、デイ・ケアなど通所機能を必須としている。在宅者訪問サービスやリハビリの拡充策が伴なわず、また各種サービスの連絡・調整機能が用意されていない。このため、

地域介護システムという「面」的な施策の拠点たりえない。

三、社会党の政策

(イ) 老人医療費の膨脹に比例して老人保険料が歯どめなく増大することを防ぐた

め、保険者拠出分の増加率を老人人口の伸びの範囲内に定めることによつて、逆算して導き出された現行制度（加入者比率%以下）を維持する。

- (1) 一部負担及び加入者按分率
(イ) これ以上、患者負担をふやさない立場に立つて、現行制度を守る。

- (2) 入院時の法外負担をなくすため、次の措置をとる。

- 基準看護制度の拡充……患者の付添

費用負担をなくすため、常時介護を必要とする患者には職員を一人つけられるような加算制度を強化する。

- 差額室料の規制……個室以外の差額室料の徴収をなくす（いま三人室以上に規制がかかっている）とともに、差

(イ) 基本的には、モデル施設一〇カ所について、地元自治体及び住民の意向が尊重されるかどうか、点としてではなく面としての地域介護システムの整備にどう役立つかなどを見守りつつ、望ましいあり方を模索する。

(2) 将来方向としては、通所・短期介護の機能をあわせもつた中間施設とし、小学校区に一ヵ所の小規模なケア付き住宅として整備することとする。

(イ) 利用者負担のあり方が不明確になつてゐるが、たとえば医療費の面は老人保健法の一部負担を適用し、その他は特養における費用徴収基準を適用するなど、現行制度との整合性を保つようとする。

- (2) タテワリの各種サービスを地域で統合するため、保健婦が連絡調整員となつて、老人保健施設とも連携をはかることとする。

- 患者側の情報による実態調査……これら法外負担に関する厚生省調査は、すべて病院当局に記入してもらう方法をとつてゐる。このため、患者の負担実態に焦点を合わせた調査に改めさせれる。

- (イ) 医療については、施設療養費が施設に支払われて患者の一部負担はないが、「日常生活上の世話」については、原則としてすべて患者負担とされている。これは、病院における「お世話料」などの法外負担を正当化してしまうおそれがある。

- (4) 国保の改正について

○ 保険料の収納率が年々低下し、五九年度九三・六%（未納分総額一〇四三億円、未納世帯約一〇〇万世帯）にもなつたのは、加入者に低所得者が多いうえに、サラリーマンの保険と比べて給付水準が悪いのに保険料は一番高いという矛盾を抱えているためであり、これを是正するための制度改革がないかぎり、滞納者は減らないとみるべきである。

- (ロ) 政府案は、「正当な理由がないのに保険料を滞納している者」には給付を一時差し止めることにしてゐる。しかし、保険料は最低三万一二〇〇円（沖縄県粟国村）から最高一六万四三〇〇円（北海道網走市）までの大きな格差がある（いずれも五九年度、世帯当りの推計）。このような現状では、「正当な理由」とはどのようなケーズをいうか確定することは困難である。

点となるよう次の施策をあわせて推進する。

- 地域介護システムの目標……第一に、在宅者訪問サービスを基本とし、老人保健施設をその拠点とする。第二に、重度の障害者および重症の傷病者には、人権を守る最低条件として、国

の責任で介護保障を確立する。第三に、以上の推進に当つては、多様なサービスの中からだれもが自由に選択できるようにする。

- 介護者派遣制度の確立……市町村は「ねたきり」や、そうではないが危なくていつも目が離せない重度者の側から要請があれば、介護者を派遣しなければならないものとする。現行のホーム・ヘルパー派遣のように、週二回各二～三時間程度ではなく、利用者側の求めに応じ、必要なサービスを原則として無料で提供する。より軽度の者や、妊娠、出産、傷病などで一時的に介護を必要とする者に対しては、任意の事業とし、低所得者を除いて利用者負担とする。
- 利用者の自由な選択……前述の介護者義務派遣となる重度者には、通所介護または短期介護施設の優先利用を制度化する。また、これらの公的サービ

スよりも、家族介護や民間福祉サービスを選択する者に対する、介護料を支払うこととする。なお、重度者を家族にもつ被用者には、家族のための看護休暇を法制化することとする。

(3)

主治医の自由登録システム

- (イ) 老人医療の対象者は、主治医（または家庭医）を標榜する医師を一人選択して登録することができるものとし、主治医は登録者の健康の保持・増進や可能な医療を担当する。主治医の診療範囲については限定しないこととし、対応できない場合は、後方病院等の紹介・あっせんに責任をもつ。
- (ロ) すべて医師は主治医を標榜する自由があり、いつたん主治医を引き受けると、再登録までの間（二年程度）登録者の健康について最善の努力を払う責任を負う。

- (イ) 老人保健制度から登録者数に応じた主治医担当料が医師に支払われる。その単価は、担当医師の経験年数や登録者の平均年齢によつて段階を設ける。
- (ロ) 登録者が主治医の診療を受ける場合は一切の自己負担はないものとする。また、主治医は、自分に登録していない患者を診察することができるが、この場合は、法定の一部負担を求め、保険者には老人診療報酬を請求する。

(4) 地域生活サービス訪問システム

- (イ) 保健婦、看護婦、ホーム・ヘルパー、

ケース・ワーカー、OT、PT等による健康と福祉に関するサービスを、地域生活サービスとして統合し、住民の必要に応じて家庭に派遣する。

(5)

六五歳までの保険の任意継続適用

- (イ) 老人医療の対象年齢を七〇歳から六五歳に引下げるとともに、次の措置をとる。一般的な年金支給開始年齢たる六〇歳以降（一部特定職種にあつてはそれ以前）に退職した者は、六五歳までの間、退職時に加入していた医療保険に継続して加入することができるようとする（六五歳未満の定年制を法律で禁止することを前

提とする。

その保険料は、当該事業所における強制加入者の平均標準報酬月額に通常の料率を乗じた額とし、事業主との負担割合は、各制度強制加入者におけると同様とする。

(ハ) 退職時に勤務していた事業所における勤務期間が一〇年に満たない場合、三五歳まで遡つて一〇年以上の期間のある別な制度を(ロ)と同じ様に適用できるものとする。

(二) 医療保険各制度に対する国庫負担は、

任意継続適用分も含めて算定する。

(ホ) 三五歳以降、同一事業所に一〇年以上の勤務期間のない者が、著しく不利な取扱いをうけないようにするため、国民健康保険の給付率を、現行の七割から直ちに八割へ、さらには九割に引き上げる。

(イ) 国保の再編と地域健保組合の構想

(カ) 老人医療は、難病者の医療とともに国保から分離して全額公費負担を原則とする国民保健サービスとする。これは、高齢者や難病者は、日常不斷に保健、医療、福祉サービスを必要としているうえ、年金生活という所得上の制約があるため、健康な者が傷病事故に備えるという保険制度にはとうていなじまないからである。

(ロ) 政府管掌健康保険を市町村（または社会保険事務所）単位に分割したうえで、老人等を分離した後の国保と合体させ、地域健保組合とする。これは、都道府県

一九八六・一〇・二一

非課税貯蓄制度存続の申し入れ

政府は、昨年以来、税制の抜本的見直し作業を続けているが、税制の改革に当たっては、本来「クロヨン」という言葉に端的にあらわされる税制のゆがみを改め、国民の税に対する信頼を確保することが最も重要である。

しかししながら、現在政府税制調査会等で行われている議論は、こうした点をおざなりにする一方で、「老人等社会的弱者」に配慮するという美名の下に、財源確保のための安易な策として、国民が懸命に働いて得た収入から非課税貯蓄制度は、既に長年にわたつて国民生活に深く定着しており、又、フランス、イギリス、アメリカ、西ドイツ等の先進諸国においても広くこの制度がとり入れられるところである。

さらに、各種の世論調査でも国民の七割以上が制度の廃止に反対している。また、我が国では、急速に高齢化が進んでいるにもかかわらず、財政難を理由に社会保障等国民生活に密接に関連する予算はいずれも抑制させられている。このため、国民は将来の生活に強い不安を抱き、自助努力による貯蓄に頼るこ

単位に財政調整を行ない、さらに国の責任で都道府県の間の調整を行なうものとする。

とを余儀なくされており、こうした生活不安

を放置したまま、非課税貯蓄制度さえも廃止しようとするのでは、国民の納得は到底得られない。

また、非課税貯蓄制度については、悪用されることのないよう当然厳しい管理が必要であるが、本年一月からは、正しい利用を確保する措置が実施されており、一部の不正利用を理由に、非課税貯蓄制度を廃止するなどということは、眞面目に制度を利用しているほとんどの国民を犠牲にする本末転倒の議論である。

今回の税制の抜本的見直しは、大企業・金持ち優遇措置をはじめとする特權的不公平税制を改めることこそを目標とすべきであつて、国民へのしわ寄せを行なうことは断じて認めることはできないものであり、国民生活に必要不可欠な非課税貯蓄制度は存続すべきであることを、われわれは固い決意を持つて、右申し入れる。

一九八六年一〇月二一日

日本社会党中央執行委員長
土井たか子
日本社会党政策審議会会長
伊藤茂

日本社会党郵政事業対策特別委員長
武藤山治

大蔵大臣

宮沢喜一殿

政府税制調査会会長

小倉武一殿

自由民主党税制調査会会長

山中貞則殿

一九八六年一〇月二三日

(岡田利春副委員長談話・新潟)

—社会党・総評円高影響調査について—

わが党は、昨年よりの円高について円高被害を直撃されている中小企業に対し、政府は責任ある対策を講すべきことを、国会の場はもとより機会あるごとに主張してきたところである。

先の国会（一〇四通常国会）において、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法、いわゆる円高法を制定し、国際経済調整対策特別貸付制度の創設など中小企業にたいし、円高による激変緩和措置を講じてきたところである。

今回、県下を調査したところ、より抜本的な中小企業対策と雇用創出策が必要であることを痛感し、現在、政府で取りまとめている。特定地域中小企業対策臨時措置法の骨子のみでは不十分であると認識した。したがつて、



地域振興策としての中小企業対策と雇用創出の緊急策として、左記のことを主張していく。

第一に、今国会に提出が予定されている特定地域中小企業対策臨時措置法にある金融助成措置はすべて無利子とすること。同時に、緊急性のある案件については、貸出しを迅速に行うよう窓口体制を強化させること。

なお、特定地域中小企業対策臨時措置法において三条・燕市及び周辺町村が地域指定されるよう最大限努力する。

第二に、地方自治体が実施する雇用開発事業、地域振興事業ならびに第三セクター方式

の雇用、地域振興事業にたいし、その事業予算、出資金について積極的に助成すること。

また、政府が検討している総合的雇用対策の地域指定を三条・燕市、及び周辺町村においても指定されるよう努力する。

なお、地方自治体においては雇用開発、地域振興事業を積極的に計画、推進するとともに「円高構造不況等雇用対策本部」の設置を早急に行うこと。

第三に、円高メリットをうけている産業・

業界については、徹底した還元を消費者におこなうこと。電力料金等については、来年度から新料金体系でおこなうこと。

第四に、下請け中小企業に不当なしわ寄せをする事例が多く見られるため、下請け関係法及び独禁法の厳格なる運用を講じていくこ

と。

以上のような地域・中小企業対策を講じると共に、内需拡大を中心とした経済政策の転換を補正予算審議の中で明確にしていく。

一九八六・一〇・二九

「森林・河川緊急整備税」問題に対する態度

日本社会党水源水利税問題対策特別委員会

一、「森林・河川緊急整備税」構想の内容

建設・農水両省は、河川・森林整備のための新たな財源として目的税を来年度から創設するとし、一九八七年度（昭和六二年度）予算概算要求に盛り込んだ。新税構想の概要は、

①名称は「森林・河川緊急整備税」とする、

②課税対象を水道用水、工業用水、発電用水等の最終利用者に限定する、③課税基準は水道用水と工業用水が使用水量一立方メートル

当たり二・五円、発電用水は発電量一キロワット当たり〇・九円とする（結果、税収総額

は初年度約六〇〇億円、平年度約一二〇〇億円とされている）、④特別徴収権者を地方自治

体とし、森林にあつては税収の約三〇%、河

川にあつては約二五%程度を地方に譲与する、
⑤新税は、一〇年間の时限措置とする、としている。

二、わが党の森林・河川整備をめぐる基本的姿勢

(一) 公共事業抑制の見直しによる治水事業の推進

社会党は、貫して河川改修の重要性を指

摘し、治水対策予算の増額を主張してきた。

昨年の「水源税問題」においても「水源税」「流水占用料」問題に関する党の見解（一九八五年十二月二三日）のなかで、河川整備の重要性を認めつつ、しかし、その財源は大衆課税でなく国の的確な財政負担によるべきものであるとしてきた。一九八六年度政府予算



案に対する党独自の修正要求では、防災・治水予算（この中に河川対策費が含まれる）の対前年度比一〇%以上の増額（一七九七億円）を要求し、この考え方は野党四党共同修正要求にも受け継がれた。しかるに政府は、国民の声ともいうべきこれらの要求に背を向け、

第二臨調Ⅱ行革審答申にもとづく中曾根行革路線によって河川整備をおろそかにしてきた。わが党は、河川改修の推進について、公

共事業抑制の見直し、公共事業内の優先順位及び公共事業内の特別会計制度の再検討がまざ必要であると考える。

(二) 一般会計からの繰入増と「基金」によ

る「森林（みどり）」の育成

わが党は、森林について、わが国的重要な産業資源、国民共有の貴重な自然環境として保全・育成を主張している。八六年度予算における林業対策強化のための予算増額（一三一億円）の要求はもちろんのこと、第一〇四国会（八六年）においては、「森林・林業・林産業活性化決議」を全会一致で採択させるとともに、「豊かな森林（みどり）を二一世紀にひきつぐために」（八六年六月二十四日）をはじめ多くの政策を発表している。また、その財源問題についても、事業資金の金利の引き下げや一般会計からの繰り入れ増、そしてこれまでの森林・林業補助金等のタテ割補助金行政の見直しにもとづく「みどり基金」（仮称）

の創設を提唱し、さらに国民各階層を含めた「森林（みどり）を守り育てる国民運動」の展開を呼び掛けている。

三、日本社会党の態度

社会党は、すでに「『水源税』『流水占用料』に対するわれわれの見解」を明らかにしており、今回の「森林・河川緊急整備税」構想がその基本において同質の内容である以上反対せざるをえない。

(一) 水にまで課税Ⅱ消費税の導入

いうまでもなく水道水への課税は、家庭における生活行動の全てに税が課せられることを意味する。所得と世帯人員が比例しているわけではなく、またすでに使用料の多寡によって水道・下水料が徴収されている。これに追い討ちをかけるのが新税構想である。

本構想は消費税の先取り的性格をもつてい

る。国民の大きな批判をあびながら六二年度大型間接税導入の議論が行われつつある情勢の中で、新税は間接税論議の決着がつかぬまま個別分野における消費税導入をはからうとするものである。

(四) 地方税財政への介入

また行政目的とその負担の関係を特定できないものに対し課税することは税制上大きな矛盾となる。今回の新税構想は、森林・河川整備というような受益者を特定できない事業の費用を特に水道利用者に多く求めようといふものである。

自治体を特別徴収権者とする、税収の一部を地方に譲与するという手法は税の使途からして矛盾する。建設・農水省の発想は「収入」のみに着目した整合性のないものである。

四、今後の取組みⅡ「じや口税」＝水

金の値上げ

産業経済的視点で見ても、この新税構想で影響を受けるのは、紙パルプ等の著しく水を

製造原料的に使用しコストに大きく影響する業種が中心で、雇用不安、地域経済の停滞に拍車をかけることとなる。また、公衆浴場、クリーニングなど、国民に直結したサービスの料金値上げや加工食品の値上げ等につながり、まさに家計や台所を直撃し、内需拡大どころか、内需の縮小、不況の深刻化につながる。

(三) 課税原則への背反

治山治水事業は国の行う根幹的事業であり、その財源を普通税ではなく目的税をもつて貯うということは税全体の性格を歪めるものといえる。

また行政目的とその負担の関係を特定でき

ないものに対し課税することは税制上大きな矛盾となる。今回の新税構想は、森林・河

川整備というような受益者を特定できない事

業の費用を特に水道利用者に多く求めようといふものである。

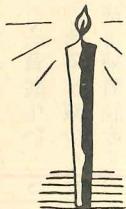
社会党は、以上の理由をもつて水道の蛇口

に消費税を導入しようとする「森林・河川緊

急整備税」構想に反対し、同構想に反対する
団体と連帯・共闘し、新税創設の阻止をめざ
す。

同時に、わが党は、六一年度補正予算及び
六二年度予算において的確な河川改修事業お
よび森林事業の推進を求めていく。

さらに、森林に関して、政府の国有林をは
じめとする林業縮小、森林の乱開発、山林労
働者の削減計画に反対し、国土自然環境の保
全、国民の健康増進、山村地域・林業振興の
観点から大衆課税に拠らない新たな財源とし
てみどりの「基金」構想（党林業再建対策特
別委員会で立法作業中）の実現をめざし、国
の責任の明確化のもとで、自治体と住民、産
業界が協力して国民の財産である「みどり」
の保全と育成を追求する環境整備を推進す
る。



一九八六・一〇・三〇

中公審「答申」——公害健康被害補償 制度の改悪に反対する（談話）

日本社会党政策審議会

環境部会長 金子みつ

一、公害健康被害補償制度の抜本的な改悪を企図して、環境庁長官に提出された中央公害対策審議会の「答申」に対して、わが党は強く反対し、その撤回を求める。なぜならば、「答申」は、大気の汚染によって生じる健康被害を対象にした、第一種地域指定を全面的に解除し、既存の認定患者の補償給付は継続するとしたものの、今後、新規の患者の認定は行わないという、環境行政の主要な柱の一つである。公害被患者の救済制度の実質的な改廃を骨子とする内容になつてゐるからである。

このような、暴挙としかいよいのない結論を導き出した「答申」の考え方によるところ、わが国では今後、大気の汚染がいかに深刻なものになつても、それによつて健康を損なわれる公害患者は、一人も発生しないことになる。しかし、「答申」が言うよう

には、大気汚染の現状は少しも改善されとはいひない。それどころか今後、都市型公害II交通公害の全国各地への外延的拡大に伴い、車の排気ガスによる窒素酸化物(NO_x)中心の複合汚染は、横バイ乃至はより一層悪化すること必至である。これに対する有効かつ、具体的な対応策は、何らともれてはいないのが現状なのである。「答申」は、公害患者の切り捨てによる、環境行政の大大幅な後退を決定づけるものに他ならな

い。

一、大気汚染の現状が、極めて深刻な事態になつてゐることは、「都市型複合汚染に対応するため、窒素酸化物等の影響についても総合的な調査をし、その調査結果に基づいて地域指定を行い、速やかな救済を図ること」（一九七六年）を趣旨とする国会決議が、再三にわたつてなされてきたことからもよ

く分かる。

「答申」をめぐる作業は、工場などの国定発生源に起因する硫黄酸化物（SO_x）を中心とした大気の汚染が減少したことを理由に、公害健康被害補償制度そのものの見直しを、早くから主張していた産業界の圧力のもとで始まった。そして、今回の中公審「答申」は、その主張通りの結論を導き出したことにより、日夜健康被害に苦しむ公害患者や、大気汚染防止対策に取り組む自治体の意向と努力を全く無視した、極めて政治的色彩の濃いものになつていている。

「答申」はこのような、産業界の圧力のもとでの作業の批判の矛先をかわすために、個人を対象とした被害を認定するかわりに、集団を対象とした地域環境の改善事業の推進や、予防・健康回復などの保健事業への取組みを提言している。このような提言自体は正しいのであるが、「答申」ではそれを実行可能とする、具体的な政策の裏打ちがない。現実に大気の汚染で苦しむ公害患者の救済はおろか、公害の被害の可能性すら完全に否定する立場の「答申」にあつては、この提言は、産業界の負担軽減を第一義に考えた、それを糊塗するための單なる作文でしかない。

具体的でなおかつ、実効性のある大気汚染による健康被害の防止と、被害が発生し

た場合の患者救済の方途を提言するのではなく、公害患者の切り捨て、環境行政の大幅後退をもたらすだけの今回の「答申」を、われわれは断じて認めるわけにはいかない。

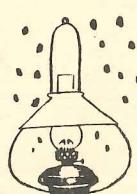
一、三年前、中曾根首相の私的な諮問機関である経済政策研究会は「これから経済政策と民間活力の培養」と題する報告書をま

とめ、そのなかで「民間活力を地域開発に導入する場合の最も有効な方法」として、各種「規制の緩和」を掲げた。この報告と

前後して、政府は環境アセスメント制度の法制化を挫折させ、また大気、水など環境基準の未達成状況を放置し、或るいは基準そのものを緩和させ、さらに今回、公害健康被害補償制度の見直しを図るなど、環境行政の支柱である公害規制、環境破壊の未然防止、被害者救済のことごとくを骨抜きし、個別公害規制から環境管理行政への展開を政府は自ら手で封じてきてしまつている。

このように今日、政府が推進している環境行政は、環境庁が唱導する「環境保全型社会の実現」を可能とするような状況には程遠く、総じて環境情報提供行政へと著しく後退している。今回の「答申」を受けて政府は、先の選挙での衆・参両院での自民党の絶対多数の議会勢力を背景に、次の通

常国会での「公健法」改悪案の上程、その早期可決を図つてくると思われる。わが党は、このような産業界と政府・自民党が一体となつた力による環境行政の後退を許さぬ国民の力を結集し、公害患者・自治体と一緒にになって闘うことを、ここに新ためて決意する。



昭和六一年度補正予算案に対する衆議院 本会議での反対討論

日本社会党・護憲共同
菅 直人

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、
ただいま議題となつております昭和六一年度
補正予算三案に対して、反対の立場から討論
を行ふものであります。

今回の補正予算は対外経済摩擦の激化、そ
して昨年来の急激な円高による景気の後退に
対処するため、政府が九月一九日に決定した
総合経済対策に基づいて提案されたものであ
ると受け止めております。

我々も、今日の経済状況において緊急に内
需拡大につながる財政措置が必要だとする認
識においては共通の考えをもつていています。し
かし今回の補正予算とその裏付けとなる総合
経済対策は余りにも時期を失したものであ
り、かつその内容も不十分、不適切であつて
反対するものであります。

我々も、今日の経済状況において緊急に内
需拡大につながる財政措置が必要だとする認
識においては共通の考えをもつていています。し
かし今回の補正予算とその裏付けとなる総合
経済対策は余りにも時期を失したものであ
り、かつその内容も不十分、不適切であつて
反対するものであります。

我々も、今日の経済状況において緊急に内
需拡大につながる財政措置が必要だとする認
識においては共通の考えをもつていています。し
かし今回の補正予算とその裏付けとなる総合
経済対策は余りにも時期を失したものであ
り、かつその内容も不十分、不適切であつて
反対するものであります。

しかし、その中味は以下の点で全く不十分
であります。

その第一は、我々が内需拡大の最大の柱と
して主張してきた所得税減税、政策減税が全
く盛り込まれていないことであります。

この間にさらに進行した円高は輸出関連の
中小零細企業はいよいよ及ばず、製造等の基幹
的部門である鉄鋼・造船・非鉄金属・炭鉱な
どにおいても極めて深刻な状況を招いていま
す。さらに比較的対応力を持つとされる電機・
自動車関連企業も、円高のは正が進まない状
況の中で、次々と工場の海外移転を計画し実
施に移し始めています。まさに“産業の空洞
化”が急激に進行してきていると言えます。

私は、産業構造の転換が長期的には避けら
れないとしても、このような急激な産業空洞
化の進行は雇用状況の悪化を招くことにな
り、社会不安さえ起こしかねず、何としても
避けねばならないと考えています。

を実施すると明確に約束されているわけありますから、それを忠実に実行するのが与党と政府の責任ある態度であると考えます。そして本年中に減税を実施するのであれば、与

党及び政府は、補正予算に減税案を組み入れなければならないとの四野党の要求を受け入れるのが本筋であります。しかるに、補正予算での措置に代わる与野党合意を実施するための方策を明らかにしないまま、自民党は野

党的の要求を受け入れず、政府は減税案を補正予算に組み入れなかつたのは誠に遺憾であるといわざるをえません。現在、本年中の減税実施に向けての与野党の話し合いはさらに継続中であります。内需拡大の大きな柱が個人消費の拡大であり、その要となるのが減税であることを十分考慮を入れて、公党間の約束が責任をもつて実行されることを強く要請するものであります。

また中曾根総理は選挙中、大型間接税を導入しないという公約をされました。選挙中の公約をないがしろにすることは、民主主義の信頼を失わしめるものであります。我々は大型間接税導入に強く反対することを改めて表明するものであります。

反対理由の第二は公共投資を内需拡大につなげるための土地政策が全く抜け落ちているということであります。最近の首都圏を中心とする地価の高騰は公共事業においても、ま

た個人の住宅取得においても、大半の費用が土地代金に消える結果となつております。内需に対する波及効果は著しく小さいものになつてゐます。

今日の地価の高騰は、まじめに働くサラリーマンにとっていくら長期のローンを組んでも土地付の住宅取得が不可能になつたことを意味します。宮沢大蔵大臣は、『資産倍増論』を唱えられているようですが、狭い土地に家を持つ人にとって地価が倍になり、数字の上で資産が倍増したからといって、生活の質は全く変るものではありません。

中曾根総理は無責任に『民活』を叫び、都心の地価高騰をもたらし、その買い換え需要が郊外の地価を急激に押し上げています。公共事業費や住宅投資を効果的に内需拡大につなげるうえでも、抜本的地域政策を欠いた今回の総合経済政策とそれに基づく補正予算は全く不十分で反対です。

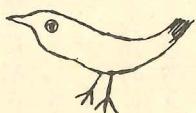
反対理由の第三は、昭和六五年度特例国債依存からの脱却という今では全く不可能な目標が足カセとなつて、無理に無理を重ねた結果、非常にゆがんだ財政運営が続けられ、矛盾が拡大していることがあります。

景気の後退によつて、税収は国税で一兆二〇〇億円減額補正されておりますが、その景気の後退を招いた大きな原因は内需拡大を怠つた政府の財政運営にあるといえます。

また、その税収減などの歳入の不足分を賄うため、四五〇〇億円あまりの地方交付税交付金を減額補正し、地方に負担を転嫁する措置をとり、さらに本来ならば減税に回すべき入に受け入れる措置を実施していますが、これらの措置は政府の財政運営のゆがみを象徴するものです。

内需拡大をめざしたはずの補正予算が税収減によつて結局は二六〇〇億円あまりの減額補正になつてしまつてゐるのは政策的失敗といわざるをえません。

以上、本補正予算に反対する主な理由を述べまして、私の反対の討論を終ります。



中曾根首相の「単一民族発言」をめぐつて

政策審議会事務局

一七号〔生活保護法附則四六条による改正〕

昭和二二年三月三一日号外 法律

第二九号〔特別法人税法の一部を改正する等の法律二六条による改正〕

中曾根首相は、自民党研修会で行つた「知識水準」発言の証明の過程で、今度は「単一民族国家」論を展開し、さらに「日本には差別を受けている少数民族はない」とまで云

い切つた。これをめぐり、ウタリ協会やアイヌの人々が猛反発したことを見つかけに、アイヌ民族問題が急浮上をし少数民族の在り方についての問題点を全国民に提起することになつた。

これに関し、一〇月一八日、来春の統一地方選挙に向けての全国遊説のトップを切つて

旭川市を訪れた土井たか子委員長は、市内のホテルでアイヌ団体の代表と会い、①中曾根首相の「単一民族国家」論など少数民族に対する認識を、今後国会で追及する。②北海道旧土人保護法の廃止。③「日本に少数民族はない」とする国連への政府報告書の訂正。④人種差別撤廃条約の早期批准——などを政府に要求する。などの方針を明らかにした。

そのご、アイヌ問題について国会では、共産・公明両党が法務・内閣などの委員会でと

り上げたが、党は一一月四日の衆議院予算委員会において伊藤政審会長が先の土井方針を受けて中曾根首相の考え方をただし、

(1) 国連への報告に関し再検討を行う。

(2) 北海道旧土人保護法は変えた方が良い。

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル北海道旧土人保護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

北海道旧土人保護法

〔土地の無償交付〕

第一条

北海道旧土人ニシテ農業ニ從事スル者又ハ從事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

〔所得権の制限〕

第二条 前条ニ依リ下付シタル土地ノ所有権

ハ左ノ制限ニ従フヘキモノトス

一 相続ニ因ルノ外譲渡スルコトヲ得ス
二 質権抵当権地上権又ハ永小作権ヲ設定スルコトヲ得ス

〔明治三十二年三月二日〕
〔法律第二十七号〕

○北海道旧土人保護法

沿革 大正八年三月二五日 法律第

六号〔第一次改正〕

昭和一二年三月三〇日 法律第

二一号〔第二次改正〕

昭和二一年九月九日 法律第

② 第三条〔没収〕ノ規定ニ依ル没収ヲ受ク
四 留置権先取特権ノ目的トナルコトナシ
得ルニ非サレハ地役権ヲ設定スルコトヲ
得ス

ルコトナキニ至リタル土地ニ付テハ前項ノ規定ハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テ譲渡又は物権ノ設定行為ハ北海道厅長官「北海道知事」ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ但シ相続以外ノ原因ニ因ル所有権ノ移転アリタル後ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

有財産ノ収益ヲ以テ之ニ充ツ若シ不足アルトキハ国庫ヨリ之ヲ支出ス

本条：一部改正（昭和一二年三月法律二一）

号。二一年九月一七号。四三年六月九四号)

第九条 削除〔昭和一二年三月法律二一号〕

〔共有財産の管理〕

第十条 北海道庁長官〔北海道知事〕八北海

道旧土人共有財産ヲ管理スルコトヲ得

② 北海道府長官〔北海道知事〕八共有者ノ

利益ノ為ニ共有財産ノ処分ヲ為シ又必要ト

認ムルトキハ其ノ分割ヲ拒ムコトヲ得

③ 北海道長官〔北海道知事〕ノ管理スル

共有財産八北海道長官〔北海道知事〕之

ヲ指定ス

二項：一部改正〔昭和二年三月法律〕

註一「三頃の「比海道守長官」の変更箇田号」

二 地方自治法附則一三条

第十一章 則余《留日一二三三月上六月二一
一

第十一條 消除〔昭和二年三月法律第一号〕

附則

〔旅日其日〕

第二二条以三月行八日三一二五四月一日
ヨリ施行ス

細則の委任

第十三条 此ノ法律ノ施行ニ関スル細則ハ内

務大臣之ヲ定ム

註「細則」—本法施行規則

附則〔天正八年三月二五日法律第六号〕

第八条 前条ニ要スル費用ハ北海道旧土人共

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。
附 則（昭和四三年六月一〇日法律第九四号抄）
〔施行期日〕
略

附 則（昭和二年九月九日法律第一七号抄）
第四十三条　この法律施行の期日は、勅令で
これを定める。
〔昭和二年七月勅令四三七号により、昭
和二一・一〇・一から施行〕

32-

○北海道旧土人保護法施行規則

〔明治三十二年四月八日
内務省令第五号〕

沿革 明治三九年六月一四日 内務
省令第一四号〔第一次改正〕

昭和一二年六月二三日 内務
省令第二七号〔第二次改正〕

〔無償交付等の申請〕

北海道旧土人保護法施行規則

〔北海道旧土人保護法〔明治三二年三月
法律第二七号〕第一条〔土地の無償交付〕及第四
条乃至第七条ノ三ノ規定ニ依ル下付、給与
又ハ補助ヲ受ケントスル者ハ北海道長官

〔北海道知事〕ニ願出ツ可シ

本条一部改正〔昭和一二年六月内務省令
二七号〕

〔北海道長官〕の変更適用||地方自治法
附則一三条

〔共有財産の収益の処分〕

〔北海道旧土人全体ノ共有財産ノ収益
ハ旧土人全体ノ為ニ旧土人一部ノ共有財產
ノ収益ハ其ノ部内ノ旧土人ノ為ニ之ヲ充用
ス可シ但其共有財産ノ性質上其ノ費途ノ目的
ヲ限ラレタルモノハ他ノ目的ノ為ニ其ノ收
益ヲ充用スルヲ得ス

〔小学校の指定〕

〔北海道旧土人保護法附則第二項〔小
学校の存置〕ノ規定ニ依リ存置スペキ小学校
による改正〕

ハ北海道長官〔北海道知事〕之ヲ定ム

本条一部改正〔明治三九年六月内務令一
四号〕、全部改正〔昭和一二年六月内務
令二七号〕

〔北海道長官〕の変更適用||地方自治法
附則一三条

〔北海道長官〕の変更適用||地方自治
法附則一三条

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル旭川市旧土人保護
地処分法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
旭川市旧土人保護地処分法
〔貸付土地の無償下付〕

第一条 北海道長官〔北海道知事〕ハ旧土人
保護ノ目的ヲ以テ旭川市に貸付シタル同市
所在ノ土地ヲ内務大臣及大蔵大臣ノ認可ヲ
経テ特別ノ縁故アル旧土人ニ单独有財産又
は共有財産トシテ無償下付スルコトヲ得
〔北海道長官〕の変更適用||地方自治
法附則一三条

註1 「北海道長官〔北海道知事〕之ヲ定
ム」ハ北海道旧土人保護法施行細則
註2 「北海道長官〔北海道知事〕之ヲ定
ム」ハ北海道長官〔北海道知事〕之ヲ定
ム」の変更適用||地方自治法
附則一三条

〔北海道旧土人に対する無償下付された土地
の所有権に対する制限に関する規定の準
用〕

〔北海道旧土人保護法〔明治三二年三月
法律第二七号〕第二条〔所有権の制限〕ノ規定ハ
前条ノ規定ニ依リ下付シタル土地ニ付之ヲ
準用ス

〔北海道旧土人保護法〔昭和一二年三月法律二
号〕〕

〔登録税及び地方税の免除〕

〔昭和九年三月二十四日
法律第九号〕

〔総理・大蔵・内務大臣副署〕

〔昭和一二年三月三一日 法
律第二号〕〔北海道旧土人
保護法中改正法律附則三項
〔昭和九年一〇月勅令二九七号により、昭
和九・一一・一から施行〕

附 則（昭和一二年三月三一日法律第二二号抄）
①本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔昭和一二年六月勅令二七八号により、昭
和一二・七・一から施行〕

③旭川市旧土人保護地処分法第一条中「北海
道旧土人保護法第二条第一項」ヲ「北海道
旧土人保護法第一条」ニ改ム

わなければならない。わが党はこのような政
府の税制改革の作業を厳しく批判するととも
に、いま求められている次のような骨組みに
よる税制改革の提案をもつて国会内外で強力
な活動を開展する。

全国書記長会議（一〇月一三～一四日）

付属資料 — 当面の政策活動について —

一、政府税調の動き——重大な四つの欠陥

① 中曾根首相の公約否定

日本社会党政策審議会

一、政策審議会の活動計画

1 当面的主要政策課題

① 内需拡大を中心とする当面の経済政策
(プロジェクト・チーム)

……主査・政審会長、事務局長・水田

商工部会長を中心に関係部会で構成

② 税制改革（財政金融委員会・税制調査
会）

③ 補正予算から八七年度予算への要求と
政策

④ 統一自治体選挙政策づくりへの協力
※ なお「国民の食糧農業問題プロジェクト」の設置・勉強

2 今後の政策活動の重点

新宣言及び中期社会経済政策採択後の新
しい課題設定について討議し、その活動方
針をつくる。

二、税制改革について

いま大蔵省・政府税制調査会は税制抜本改
革の答申を一〇月末までにまとめようとして
作業を急いでおり、自民党税調も本格討議に
はいっている。しかし、その内容はシャウプ
税制以来三五年ぶりに、税制の著しい歪み・
不公平を一掃して国民の信頼を回復し、二一
世紀にむけた安定した税制を確定すべきな
に、その目標と使命に反する改悪であるとい

② 改革の目標・全体像の欠落

中曾根首相の手法は、初めに財源の裏

付けのない減税案を出し、その後に財源

一増税を持ち出して結果的に増税を押し

つけようとするものである。これは全体

像・改革理念・目標抜きの手法であり、

まったくの小手先のやり方で、これでは

国民の信頼と合意が形成されることはない。

「公平・公正」を約束した首相

は、まず「不公平を一掃する」ことを前

提に、積木細工でない、増減税の明確な

全体像の提案からスタートすべきであ

る。

③ 国民参加・信頼形成の視点喪失

現在の政府税調の審議の様式で国民の信頼をえる事はありえない。一般消費税

問題以来政府税調は、労働者をはじめ国民各層の意見を吸い上げ、税制改革の方針についての信頼と国民的合意を形成する機能を失っているのが現実である。大胆に各界各層にオープン・ドアで意見を求め、合意を形成する努力がなければ大改革は成功しない。

④ 政府税調の討議内容の重大問題

試案として大蔵省・自治省から提出されている減税案についても、大型間接税採用と総合すると年収六〇〇万円以下の膨大な労働者人口は逆に増税となり、さら

に一兆八〇〇億円に及ぶ法人税減税が労働者への増税の中から財源措置がな

されるという構造の原案は、かつてない改悪といわなければならない。

マル優廃止についても、四つの試案が

出されているが、現在当然先行すべき資産・金融・法人所得課税の諸課題に本格

的に取り組まず、現に摘発されている巨額な脱税などを防止する方法はあるの

に、庶民に負担を押しつけようとするの

は容認できない。

このような立場からわれわれは、政府税調が作業している大型間接税の導入、マル優の廃止に強く反対する。

二、われわれの提案

今日の税制改革は、第一に、納税者主権、社会と法人、市民の責任と権利の認識をベースに信頼と合意の税制をめざす努力を前提にし、第二に、現状の歪み、ひずみを明らかにして徹底的に不公平税制を行ない、第三に、二一世紀にむけた経済社会構造の変化、新たな社会目標に対応する公平・適正な負担を構想することなど広い視野からの努力が求められている。

1 税制改革の三つの目標

① 信頼と合意の形成—参加による改革

国民合意を形成するために、思い切つてオープン・システムの議論と専門的検討が必要であり、現在のシステムを抜本

的に改造すること、さらに「税制改革国民会議」とも言うべき仕組も必要である。

国民的な信頼と合意の形成への努力といふ前提がなければ改革はできない。

② 不公平の一掃 公平の徹底的追求

今日、税は不公平という認識が国民の多数を占めている。所得税・法人税のあり方、税の執行における不公平—クロヨンをはじめ多くの面で指摘される不公平を徹底的に是正し、一掃することが、当面の中心課題である。それは必ずしも現制度の枠組みを前提とした改革にとどまらない。

③ 二一世紀を展望する税制

シャウプ以来の日本の戦後税制は、経済自立期・高度成長期・石油危機の時期、さらに今日の財政危機深刻化の時代と経済変動の屈折を経てきたが、この間に今日でも高く評価されるシャウプ勧告の原点も大きく歪められてきた。それらを総括して改革の方針を検討すると同時に、今後の経済構造や将来社会の変化を踏まえた税制を構想しなければならない。

2 改革の具体化（骨子）

① 所得税の改革について

税制改革の最大の焦点は所得税であり、二〇年来の所得税・法人税のバランスの極端な変化、一九七七年の減税以来だ

けでも数兆円の自然増税、執行面における不公平など問題が多い。この不公平を是正すると同時に、将来的に公平が確保できる制度改革をしなければならない。

I 七七年当時の負担を目途に大幅な減税を行なう。(財源は、不公平税制是正、特別措置の原則廃止、法人課税の強化等を賄う)。

II 累進税率の緩和と総合課税の強化。

年収六〇〇万円以下の累進率をゆるやかにする。

III 所得税の物価調整制度を法定化する。

IV 不公平税制是正の視点から有価証券譲渡益課税の強化、医師税制の改革、給与所得控除の頭打ちの復活などの措置を行なう。

V マル優廃止に反対し、零細貯蓄に対しては現行の非課税制度を維持するとともに、限度額管理を厳格に行なう。なお、一律課税は不公平を拡大するので実施しない。

(2) 法人税の改革について

今日の法人税の基本的仕組は、法人擬制説によっている。しかし、それは今日の経済構造に合うものではない。応能負担の原則は、法人・個人を通じて適用されるべきものであり、高度成長期に形成

された大企業優遇税制(狭義の租税特別措置だけでなく)は徹底的に是正されなければならない。

I 法人税に軽度の累進制を導入する。

II 受取配当益不算入措置・配当軽課措置を廃止する。

III 株式発行差益(プレミアム)に対する課税を行なう。

VI 実質的に利益留保の性格の側面をもつてゐる退職給与引当金・貸倒引当金などを是正する。

VII 欠損法人の負担のあり方を検討する。

VI 減価償却の適正化をはかる。

(3) 間接税

VI 不公平税制は、物品税・酒税などそ

の多くについて改革の議論がある。他方では、政府税調が強く意図している「課税ベースの広い間接税」—大型間接税の具体化がすすめられようとしている。しかし、彼らが意図するようにこれが唯一最大の目標として実行され、税制全般の民主的改革が行なわれないとするならば、

昨日の間接税は、物品税・酒税などその多くについて改革の議論がある。他方では、政府税調が強く意図している「課税ベースの広い間接税」—大型間接税の具体化がすすめられようとしている。しかし、彼らが意図するようにこれが唯一最大の目標として実行され、税制全般の民主的改革が行なわれないとするならば、それは大衆増税であり、大型間接税について指摘されている様々なデメリット(物価・消費への影響、逆進性)が表面化することになる。なお、われわれの主張する民主的税制改革を行なわず、増税、

大型間接税を導入することには反対である。

④ 国と地方との税財政改革

I 税制調整制度としての地方交付税制度の拡充をはかる。

II 国と地方との税源の再配分を行なう。現在の国七、地方三の比率のは正を行なう。

III 地方債の活用と弾力化をはかる。

三、経済政策転換への提言 ——内需型経済構造への転換のための 六大基本戦略——

一、政府の経済政策の破綻

昨年九月の五カ国蔵相・中央銀行総裁会議以降、為替相場への協調介入によって、急激な円高は正が実施され、その趨勢は現在も続いている。日本の経常収支の黒字が、この急激かつ大幅な円高策によつても一向に減る気配を見せないばかりか、かえつて増勢を強めているのであるから当然の情況といえる。Jカーブ効果だから日本の貿易黒字が拡大するのは止むをえない、といつて放置しておくわけにはいかないのである。こうして円高から一年あまりが経過したが、対外経済摩擦は改善されず、深刻化する一方で、国内的には円高不況のみが顕

在化してきている。われわれは、円高政策がとられた当時から、このような場当たり的対応では対外経済摩擦を解消できないとし、独自の内需拡大策を提起したが、政府

はそれをまったく無視し、現在のような情況を招いてしまった責任は大きいといわざるをえない。

このかんの政府の経済政策の破綻によつて、様々な異常な現象が広まつてゐる。膨大な法人金融資産の蓄積、余剰資金の滞留によつて、土地や株が投機の対称となり、高騰を続けるなかで乱高下を繰り返していく。変動相場性は有効な機能を失つてしまつた。世界一の金融大国となつたのはいいが、貯蓄と投資のアンバランスは拡大する一方である。一兆円にも及ぶ円高差益は一体どこへいつてしまつたのだろうか。これらはすべて中曾根流民活方式が、景気回復に効果的役割を果たしていないことに起因している。

九月に発表された総合経済対策でも、政府見通しの四%の経済成長を達成するのは不可能である。いま求められているのは、場当たり的な対策ではなく、経済構造の転換に向けた中期的、抜本的な対策である。わが党は、国民生活向上・社会資本の充実と福祉社会をめざす日本経済の中期展望をベースにしながら、内需拡大を重点と

する効果的な政策を提唱する。

- ① 國際通貨制度の改革
- ② 金融資産と投資との不均衡是正

二、経済構造転換のための六大基本戦略（骨子）

四、来年度予算に対するわが党の基本的態度

1 生活向上・消費拡大のために

- ① 大型減税の実施
- ② 賃金の引き上げ
- ③ 社会保障の充実
- ④ 完全週休二日制の実施

2 福祉型社会を築くための公共事業

- ① 公共事業の拡大
- ② 住宅政策の充実
- ③ 都内再開発の重視
- ④ みどり環境の育成

3 高齢化社会にむけた活力ある地域の形成

- ① 福祉型都市改造
 - ② 地域の活性化
- #### 4 内需拡大にむけた財政金融政策
- ① 財政運営の転換
 - ② 財政投融資の改革
 - ③ 分権型財政への転換
 - ④ 金利政策の活用

5 産業・雇用政策の展開

- ① 企業の戦略的海外進出による産業の空洞化への対応

- ② 雇用不安を解消する政策展開

1 八七年度予算編成にあたつては、名目成長率を若干上回る程度の伸び率を確保する予算規模とし、国民生活向上を軸とする内需主導型成長に転換するため、従来の一律マイナス・シーリング方式を転換し、積極型財政政策を展開する。すなわち、社会保障、国民生活に直結する分野の実質水準の確保、産業構造調整政策、将来の国民生活基盤、社会資本投資等は増額する。

来年度予算は、円高不況の現状を考慮し、名目成長率を上回る伸び率を確保する予算規模としなければならない。また、今年度に引き続き相当程度の減税を実施しなければならない。それらの財源は、事態の緊急性に鑑み、国債増発によることもやむをえまい。すでに崩壊している「財政再建」の旗印を降ろし、中期的に国債依存から脱却していくことを真剣に検討しなければならない。

の均衡のとれた発展に資するため、建設国債の増発を含めた財源措置により社会資本の確保をはかること。

3 社会保障関係費については、当然増による費用を確保し、これ以上福祉水準の引き下げを行なわないこと。高齢化社会に対応した福祉政策充実をはかる。

4 税制の不公平を是正し、勤労国民の過重な税負担を軽減するため、相当規模の所得税・住民税減税を実施する。大型間接税の導入や少額貯蓄非課税制度の廃止は行なわない。

5 防衛費を突出させず、当面一%枠を遵守するにとどまらず、世界に先駆けて軍縮を実現するため、軍事費削減のための計画を策定する。

さらに、発展途上国の貧困・飢餓の克服、地球的規模での生活社会資本整備のため、各国軍事費の一律削減による基金の創設を提唱、実施する。

(付)予算要求闘争推進本部の設置について

- 「予算闘争の通年化」をめざすことを目的に、一九八四年に発足し、現在三年目に入っている「予算要求闘争推進本部」を新執行部のもとでも継続する。
- 所管は、国民生活局、自治体局、政策審議会の共管とする。

3 従来通り、総評の予算要求闘争推進本部との間に「連絡会議」を設け、総評との共同闘争とする。

4 国の予算編成から予算成立に至る各段階において、中央・地方で予算・制度に関する交渉等を積み重ねながら、国・自治体の行財政の民主的改革をはかるとともに、党的予算要求の実現をはかる。

5 特に、各自治体では、来春の統一自治体選挙をにらんだ地方要求の整理を行ないその要求実現の運動を通して、自治体の行財政と住民との間の架け橋となつて、党への信頼と社会的市民権の確立をはかる。

予算要求闘争推進本部

委 員	五十嵐広三	(政策担当中執)
	糸久八重子	(政策担当中執)
清水 勇	(国対副委員長)	
村沢 牧	(国対副委員長)	
船橋 成幸	(企画担当中執)	
川崎 寛治	(予算部会長)	
笠原 昭男	(組織局長)	

7 当面の取組み
九月末
一〇月上旬
概算要求分析作業 (社会党政審、総評ともに)
重点課題の設定のための協議
概算分析、重点課題に基づく
統一パンフレットづくり
統一パンフの発行

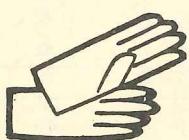
一〇月下旬

一一月下旬

第二次全国統一中央行動
(地方参加による各省交渉)

一一月下旬

第二次全国統一中央行動
(地方参加による各省交渉)



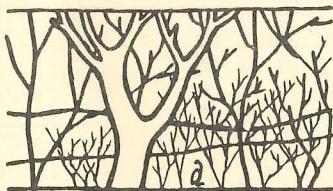
編集後記

▼すべて「三〇七の風圧」だという責任の転嫁論はとらないが、世は、まさに不純な時代に突入してきた。政、官、財界が、何か競つて反社会的、反国民的な不誠実、不純な行為を矢継ぎ早やに行なつてきているようしか見えないのは筆者ひとりだろうか。たとえば減税、国鉄、金融の三つの問題を見ただけでも、政府などいわゆる“体制”側の不純な行為がいやがうえにもクローズアップされてくるのである。そのひとつ減税を見てみよう。政府与党を中心とする国会は、内需拡大による経済の活性化を目指して、この春、減税のための「三・四合意」（三月四日与野党幹事長、書記長会談）を確認、W選挙後再び持ち上がり「一〇・一六合意」（十月十六日与野党国対委員長会談）を再度確認した。すなわち、最高立法機関は、国民に「六十一年中（六十一年十二月まで）に所得ならびに政策減税を行なう」ことを明確に約束したのである。

そのため与野党政調・政審会長会談は前後七回にわたつて行なわれたが、最終的（11／11）には、年内実施は出来ない、という回答でホゴにされた。民主政治の根幹である国会での約束ごとを与党と行政が一方的にぶち壊した罰は大きい。これは単に議席の多寡ではなく、政治の質の問題だ。このことは年内戻し減税（最低でも一世帯平均一万円程度）を期待していた多くの勤労者から、国会合意不信、政党不信、政治不信と発展していくのである。もちろん自民党支持者もだ▼国鉄については、その不純な行為は数限りないが、なかでも庶民感覚から見ても罰深いことは、六十二年四月民営化後に「不必要物資だら……」と称して大量にあちこちで放棄処分をしていることである。少くともそれらは現在、国民の貴重な財産であり、売却できる物件であることは明白。したがって国鉄本社はじめ管理局、駅長等の恣意的、個人的判断で、

それらを土中に埋めるなど放棄行為はまさしく犯罪だ。にもかかわらず全国いづこの放棄（窃盗）行為も、いまだに刑事事件として取扱われていない、これまた不思議な対応なのである。この行為の裏は、放棄させた幹部職員が知人の業者に連絡して「あそこを掘つて……」まさにココホレ、ワンワンの現代版だ。「官乱れて國亡ぶ」の漢詩が脳裏を去来するのである▼つぎに“金融界の怪”をあげなければならない。近代合理主義を追求する今日、カネ余り現象などという、のん気な放任政策が許されるだろうか。地価の暴騰、NTT株の狂乱、西戸山高級団地（投機的）への殺到等の諸現象はまるで無税制国の観だ。世界がいかにケインズからフリードマンへと大合唱されようとも、この退廃的マネーマネーを放置すべきではない。米国の著名なシンクタンクであるブルッキングズ研究所の日本通スタッフは「背番号制を導入する気のない日本が税制改革などといつても信用しないし、仮りに約束の大額減税（による内需拡大）をサボり、増税を引き合わせ実施するなら米国は黙つているべきでない」と。名言である。米国のようにキヤピタル・ゲインに厳しく課税しない限り、この狂つたマネーマネーを規制することは不可能だろう。一方、この花々しいマネーマネーの陰に産業界は、とりわけ造船、石炭、鉄鋼などは空前の危機を迎える。

が一気に拡大、深刻化している。「虚業ばかりが栄える」とまじめな中小企業者が訴えるよう、世はまさに歪んだ経済社会に突入しているようだ▼一体、誰が、こうさせているのか、社会法則なのか、そうではない。これら諸相の根源は、公党間の公式な約束をホゴにして国際化（眞の税制改革による減税→内需↓活性化）に目をつむる旧勢力の野蛮な感覚と発想に起因するのではないだろうか。残念ながら、この旧勢力に「三〇七の風圧」を与えたのは、いま苦しめられている同じ国民である。さらに突込むなら、わが党も責任は回避できない。それはわが党こそが、新宣言にもとづきインターナショナルなスタンスから全国民に向つて民主社会主義と同時に、近代合理主義の追求の姿勢と国際化へのシステム転換の意欲を具体的に提示すべきだったことにもかかわらず、それらを断行できなかつたことではないだろうか。（S）



政策資料編集委員会

委員長 伊藤五十嵐広茂
編集委員 松前仰 福間知之 細谷治嘉 清水勇
糸久八重子 早川恒利 戸田菊雄 河上民雄

矢田部理 安恒良一 戸田菊雄 河上民雄
高杉廸忠 志苦志 岸田一郎 稲葉正義

瀬尾忠博 押田三郎 中西績介 佐間田勝美
渡辺忠博 戸田菊雄 河上民雄 稲葉正義

会計監査

佐間田勝美 戸田菊雄 河上民雄 稲葉正義
佐間田勝美 戸田菊雄 河上民雄 稲葉正義

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円
送料 一部 50円

年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願いいたします。
郵便振替 東京8-180821

又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1986年12月1日発行
政策資料第243号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
